

平成20年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成20年12月16日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第58号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第6 議案第60号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 議案第59号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第61号 平成20年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第62号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第63号 訓子府町手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第64号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第65号 訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第66号 訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第67号 訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第68号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第76号 町道路線の認定について
- 第17 議案第77号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第18 議案第70号 北網広域圏組合規約の変更について
- 第19 議案第71号 北網広域圏組合の解散について
- 第20 議案第72号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分について
- 第21 議案第73号 北見地区衛生施設組合規約の変更について
- 第22 議案第74号 北見地区衛生施設組合の解散について
- 第23 議案第75号 北見地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について
- 第31 報告第10号 出納検査結果報告について
- 第24 一般質問

出席議員（8名）

1番	橋本憲治君	3番	上原豊茂君
4番	河端芳恵君	5番	工藤弘喜君
7番	佐藤静基君	8番	山本朝英君
9番	川村進君	10番	小林一甫君

欠席議員（1名）

2番 西山由美子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成20年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、西山由美子議員から、本定例会中、欠席をする旨の届出が出ております。したがって8名の出席であります。

さらに、本日は、谷本農業委員会会長に代わって、清井会長職務代理者が出席しております。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が20件であります。そのほか、認定が6件、報告が1件であります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、7番、佐藤静基君、8番、山本朝英君、9番、川村進君、10番、小林一甫君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの4日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので行政報告に先立ちまして本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会をご招集申し上げましたところ、8名のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

本定例町議会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案についてでございますけれども、一般会計につきましては、総額で2,545万1,000円の追加補正を提案させていただいているところでございます。

歳出の主な内容は、総務費では共同利用模範牧場の気密サイロ売却代金を社会資本整備基金へ積立てるものでございます。

民生費では、福祉灯油の助成金と要介護認定モデル事業に伴うシステム改修費用として介護保険会計へ繰り出し金及び職員の欠員による臨時介護支援専門員賃金。

また、乳幼児医療費助成に係る経費。

農林水産業費では、土壌分析診断機器導入に伴う肥料等生産資材高騰対策事業補助金。

消防費では、消防庁舎の耐震診断結果に基づく消防庁舎耐震補強実施設計業務費。

教育費では、訓子府小学校の児童用トイレ便器7基の設置工事と校内放送設備の老朽化に伴う視聴覚設備機材等の購入経費。

また、この後行政報告で詳細をご説明いたしますが、元白崎教育委員長の指定寄付による児童図書購入費、訓中女子ソフトボール部の全道大会出場による大会派遣費と給食センターの耐震診断業務の各経費。

公債費では、公有林整備事業債の長期債元金繰上償還金の費用について、提案させていただいているところでございます。

次に、国民健康保険特別会計では、690万円の追加補正を提案させていただいております。

その内容は、保険給付費では、退職被保険者等療養給付費に不足が見込まれることから、療養給付費と高額療養費を補正するものです。

次に、介護保険特別会計では、民生費でご説明しましたが、介護保険システム改修に伴う費用38万7,000円の追加補正を提案させていただいております。

次に、水道事業会計では、収益的支出と資本的支出を合わせて2,554万1,000円の追加補正をさせていただいております。

その内容は、開盛井戸の余剰取水量等調査と企業債繰上償還に要する費用を補正するものでございます。

次に、条例改正についてでございます。

1つ目の「町税条例の一部改正」につきましては、6月の定例町議会で同条例の一部改正をさせていただきましたが、この中で指定するもののできない法人について誤って指定したことから、その部分を削除するものでございます。

2つ目の「手数料徴収条例等の一部改正」につきましては、財政健全化戦略プランに基づく手数料の見直しでございます。

3つ目の「水道事業給水条例の一部改正」につきましては、水道事業の経営健全化を図

るための条例改正でございます。

4つ目の「農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部改正」と5つ目は「個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部改正」につきましては、水道事業給水条例に付随した条例改正でございます。

6つ目の「共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部改正」につきましては、先般の気密サイロの売却に伴う条例改正でございます。

そして、最後の「国民健康保険条例の一部改正」につきましては、出産育児一時金の支給額引き上げに伴う条例改正でございます。

以上、今回は7件の条例改正を提案させていただいております。

次に、人事案件として、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員2名の選任に伴う議会の同意を求める提案をさせていただいております。

次に、議会の議決を求める案件として、北網広域圏組合の規約変更、これに付随する組合解散と財産処分の3件。

さらに、北見地区衛生施設組合の規約変更、これに伴う解散と財産処分の3件。

町道の新規認定が1件。

最後に、損害賠償の額の決定と和解に関する案件が1件。

計8件の提案をさせていただいております。

以上、議案20件でございますが、この詳細につきましては、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました「バス通学定期運賃補助制度の創設」と「教育費の指定寄付金」2本の行政報告を申し上げます。

まず最初に、「バス通学定期運賃補助制度の創設」でございます。

高校生等が利用しておりますバスの通学定期運賃につきましては、北見市が管理している北海道ちほく高原鉄道経営安定等基金事業として、ふるさと銀河線代替バスの通学定期運賃差額補助を行っているところでございますけれども、ご案内のとおりこの補助は来年の3月。すなわち平成21年の3月で終了となります。通学定期の運賃補助につきましては、9月定例会の小林議員からの一般質問の中でもお答えしましたとおり、北見バスエリア1市3町が協調し、統一的な補助制度とするよう協議を進めてきたところでございますが、10月30日に開催した1市3町の首長会議の協議の結果、陸別町長も含めた会議の結果を含め、11月25日付けで、1市3町による「通学定期運賃補助事業実施に係わる覚書」を取り交わしましたので、その主な内容について報告させていただきます。

まず補助の目的につきましては、代替バスの運行を将来に渡って安定的に確保するための支援策の一つとして位置付けております。

次に、補助率につきましては、北見・陸別間の通学定期運賃、これは北見市内への乗り継ぎ割引を加味しない運賃であります。その額の3分の1を補助しようとするものであります。訓子府・北見間、通学定期券の運賃19,800円を例に、補助後の利用者負担額を申しますと「ふるさと銀河線の運賃」である現行の負担額10,450円が13,200円になるものでございます。

なお、利用区間によって負担額の上がり幅が異なりますので、ご理解を賜りたいと思

ます。

次に補助の期間につきましては、平成21年4月1日から平成27年度までの7年間としております。これは、ふるさと銀河線廃止から、概ね10年が経過する平成28年3月31日までは、1市3町が連携して補助を続けるという趣旨でございますけれども、その財源である各市町が積み立てた鉄道跡地整備等基金の残高を見極めるなど、今後の社会情勢等を踏まえる必要もあることから、3年ごとに制度の見直しを行うことにしております。

なお、新制度につきましては、各市町、単独の補助事業として、統一的な基準で実施しようとするものではございますけれども、バス会社との協議により、定期券の購入は各市町の定期券販売窓口で補助後の利用者負担額の支払で済むよう配慮もさせていただきました。

以上、新年度から創設するバスの通学定期運賃補助制度の内容について、報告をさせていただきましたが、この通学定期運賃の補助につきましては、通学生やこれから高校に進学する生徒の保護者にとって、最大の関心事でありますので、新制度の周知をさせていただくことに加え、これに係る予算を新年度当初予算に計上させていただきますので、特段のご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育費指定寄付金についてでございます。

去る11月6日、旭町にお住まいの前教育委員長でもありました白崎隆誠さんから、子どもたちのための図書購入費に充てていただきたいとのことで、図書館に100万円の高額寄付がございました。図書館では、寄付をいただきました白崎さんのご意向等もお聴きしながら「白崎文庫」を設置し、図書の充実を図ってまいるための補正予算について、本議会に計上させていただいておりますことをご報告申し上げます。教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

以上、2本の行政報告の理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

議案第69号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第69号を固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書36ページでございます。

町長。

町長（菊池一春君） 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明をさせていただきます。固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では、川北地区、川南地区、市街地区から、それぞれ1名ずつ選任しており、そのうち大正寺信雄さんと岩城道尚さんのお2人が、平成20年12月22日をもって任期満了となりますことから、引続き緑丘の大正寺信雄さんと旭町の岩城道尚さんのお2人を選任すべく、今定例町議会に提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

いたします。

お2人のご経歴につきましては、議員の皆さまには、十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

大正寺信雄さんにつきましては、昭和22年4月生まれの満61歳で、緑丘で農業を営まれております。昭和45年から家業の農業に従事され、町農業協同組合理事をはじめ、町農民連盟の書記長、副委員長などを歴任され、平成14年7月から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいている方でございます。

また、岩城道尚さんにつきましては、昭和17年2月生まれの満66歳で、旭町で行政書士をされております。昭和35年から平成14年までの42年間にわたり町職員として勤務され、税務管財課長や議会事務局長などを歴任されました。退職後は町高齢者勤労センター所長を2年間務められ、現在は行政書士として町内外で活躍され、平成14年12月から固定資産評価審査委員会委員として、ご活躍をいただいているところでございます。

なお、お2人の任期につきましては、平成20年12月23日から平成23年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

町長。

町長（菊池一春君） 大変失礼しました。議案書の36ページの議案第69号、大正寺信雄さんの字が「時」という字を書いておりますので、「寺」に訂正願いたいと思います。大変失礼いたしました。

議長（橋本憲治君） 訂正をお願いをしたいと思います。

お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第58号、議案第60号

議長（橋本憲治君） この際、日程第5、議案第58号、日程第6、議案第60号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第58号から順次説明をお願いします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第58号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように2,545万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億2,882万4,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど4ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に、第2条では、債務負担行為の補正について、ご承認をいたごうとするものであります。その内容につきましては、3ページの第2表、債務負担行為補正をご覧いただきたいと思ひます。

今回の補正は、平成20年度気象（^{こうひょう}降雹）災害対策資金利子補給でありまして、期間は平成21年度から平成25年度までとし、限度額につきましては、1億2,000万円を限度として融資された資金について、毎年これは12月1日から11月30日までになりますけれども、その利子の計算期間となりますが、毎年の融資平均残高に対し、利子補給率、年1.04%を乗じて得た額としてございます。

ここで、8ページに、債務負担行為の翌年度以降の支出予定額に関する調書をお載せしておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。8ページでございます。今回補正いたします利子補給の支出予定額として、5年間で451万6,000円が見込まれてございます。

続きまして、4ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について説明を申し上げます。4ページでございます。

まず、2款、2項、1目、地方道路譲与税の42万円の減額と、7款、1項、1目、自動車取得税交付金104万6,000円の減につきましては、本年4月の道路特定財源暫定税率の執行期間中における減収分でございます。その全額が8款、3項、1目に新設しました地方税等減収補てん臨時交付金で補てんされるものでございます。

説明欄にありますように、自動車取得税減収補てん臨時交付金として104万6,000円を、地方道路譲与税分として、42万円をそれぞれ追加するものであります。この額につきましては、北海道知事からの通知額で計上しているものでございます。

次に、9款、1項、1目、地方交付税で、普通交付税として411万5,000円を追加しております。現時点での普通交付税につきましては、約19億5,300万円になる見込みとなっておりますけれども、そのうち今回の補正予算の財源として411万5,000円を追加するものでございます。

なお、残りの交付税、約1億1,600万円につきましては、今後の特定目的基金への積立金等に充てる財源として留保しているものでございます。

次に、13款、2項、国庫補助金に、4目、総務費国庫補助金を新設し、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金として、1,566万3,000円を計上してございます。この交付金は、国の第一次補正予算に盛り込まれた事業であります。普通交付税で算定された地方再生対策費に給地区分や財政力指数、さらには内閣総理大臣が別に定める乗率を用いて計算した額となっております。本町につきましては、総務省から通知のあった交付限度額をそのまま計上しております。なお、対象事業については、歳出予算の中でそ

れぞれ説明させていただきます。

次に、14款、2項、2目、民生費道補助金の1節、社会福祉費補助金で地域政策総合補助金として94万2,000円を新たに計上しておりますのは、歳出で補正計上しております福祉灯油助成に対する北海道の補助金でありまして、生活保護世帯を除く377世帯に5,000円を乗じた額188万5,000円になりますが、その2分の1が補助されるというものでございます。

次、その下の2節、児童福祉費補助金につきましては、乳幼児医療費に占める高額療養費の増加等に伴い、乳幼児医療費補助金の減額が見込まれるため、20万4,000円を減額補正するものでございます。

次、3項、1目、総務費委託金の3節、統計調査費委託金2万円の追加につきましては、歳出の統計調査費に対応しており、調査員報酬確定に伴う追加計上でございます。

次に、15款、2項、2目、不動産売払収入につきましては、9月定例会で補正いたしました牧場の気密サイロの売払いが終了しましたので、代金275万円を計上するものでございます。

なお、9月補正時に雑入として10万円を科目計上しておりましたが、牧場の構築物でありましたので、この財産収入の科目に組み替えをさせていただいたものでございます。従いまして、一番下の雑入で、気密サイロ売払い収入として、10万円を減額しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、16款、1項、4目、教育費寄付金で、教育費指定寄付金として100万円を計上しておりますのは、11月6日に、前教育委員長の白崎隆誠様から、未来を担う子ども達のための図書購入費として寄付がありましたので、ここに計上するものでありますが、同額を6ページの図書館費に計上させていただいております。

次に、19款、6項、5目、雑入にあります乳幼児医療費高額療養費126万5,000円の追加につきましては、高額療養費に該当する診療が増加していることによるものでありますが、これに連動して、5ページの歳出児童福祉費で、乳幼児の医療費助成が82万ほど追加になってございます。

続きまして、5ページの歳出について説明をいたします。

まず、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金の25節、積立金で社会資本整備基金として、265万円を追加計上しておりますのは、歳入で説明しました気密サイロ売払収入分を社会資本整備基金の牧場分に積立をするものでありまして、9月補正で10万円を科目計上しておりましたので、275万円との差額分265万円をここに追加計上しているものでございます。

次、8目、企画費の経費区分1、地方交通対策経費にあります生活交道路線維持対策事業費補助金8,000円の追加につきましては、北見バスの北見・勝山線に係る補助であります。乗車密度が不足することに伴い、国と道の補助金カット分を北見・置戸・訓子府の1市2町で補てんするものでございます。カット額の総額は60万5,000円でございます。そのうち本町分が12万9,000円となっております。そこから当初予算計上分12万1,000円を差し引いた不足額8,000円を今回追加するものであります。

なお、他の3路線につきましては、市町負担はございません。

次の統計調査費については、歳入関連で説明したとおりでありますので、省略いたしまして、その次の3款、1項、1目、社会福祉総務費の経費区分7、社会福祉一般経費の扶助費で、福祉灯油助成として、203万円を計上しております。

福祉灯油につきましては、結果的に2年連続で実施するものでありますが、昨年秋から今年の11月にかけて、異常に高騰した灯油価格の経済的負担を緩和するために、本年度限りの措置として、助成を実施しようとするものであります。

なお、補助額につきましては、現時点での灯油価格が安定化している現状も考慮し、1世帯当たり5,000円とし、対象世帯は昨年と同様、低所得である高齢者・障害者・ひとり親世帯のほか生活保護世帯も対象にする予定であります。

次、2目、老人福祉費の経費区分8、介護保険会計繰出金19万4,000円につきましては、介護保険会計で行う要介護認定モデル事業に伴う電算システムの改修に係る事務費の繰出でございます。

その下の経費区分9の介護予防支援事業の4節、共済費の社会保険料8万6,000円と、7節、賃金の臨時介護支援専門員70万6,000円につきましては、職員の中途退職に伴う緊急対応として、12月から3月までの4か月分を計上するものでございます。

次の児童福祉費につきましては、歳入関連で説明したとおりでありますので省略しまして、その次の6款、1項、3目、農業振興費の経費区分2、農業振興事業では、19節、負担金、補助及び交付金で、肥料等生産資材高騰対策事業費補助金として、201万7,000円を新たに計上しております。

この補助は、昨今の肥料高騰対策として、適正施肥による生産コスト軽減のために、きたみらい農協が導入する土壌診断機器に対し、関係する北見・置戸・訓子府の1市2町が協調して補助するものでございます。

なお、総事業費でございますけれども、3,000万円のうち国費補助対象経費は2,600万円で、国費が半分の1,300万円でございます。その国庫分を1,300万円の控除した残り1,300万円でございますけれども、その4分の3にあたる975万円を農家戸数割50%と耕地面積割50%で計算しまして、それぞれ各市町が支援しようとするものでありますが、本町分の補助金につきましては、全額、歳入でご説明しました地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の対象事業とするものでございます。

次に、9款、1項、消防費に、4目、消防施設整備費を新設し、消防庁舎耐震補強実施設計業務として250万円を新たに計上しております。これにつきましても、全額、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の対象事業とするものでありまして、来年度の予定事業を前倒しして実施しようとするものであります。

次、6ページにまいりまして、10款、2項、1目、小学校費の学校管理費にあります、経費区分3、学校施設維持管理事業では、まず、15節、工事請負費で、児童用トイレ便器改修工事として、130万円を追加してございます。この便器改修につきましては、学校から要望のあった25基のうち18基分については、当初予算で改修を終えたところでありますが、残り7基。これは訓子府小学校分になりますけれども、その洋式化についても、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の対象事業に取り込み、実施しようとするものでございます。

また、その下の18節、備品購入費にあります視聴覚機材等770万円の計上につきま

しては、老朽化しております訓子府小学校の校内放送設備等の更新と関連機器の導入を図ろうとするものでありますが、この機会にデジタル化をはじめとする教育環境の整備も合わせて行おうとするものでありまして、これについても地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の対象事業に取り込み、前倒しで実施しようとするものであります。

次の図書館費につきましては、歳入関連で説明したとおりでありますので省略をさせていただきます。次の6項、1目、保健体育総務費の経費区分3、社会体育活動推進事業にあります大会派遣費13万6,000円の追加につきましては、本年9月20日から21日にかけて、石狩市で開催された第17回ミズノ旗争奪北海道中学女子ソフトボール大会に出場した訓中女子ソフトボール部に対するものであります。

本件につきましては、9月定例会の補正予算に間に合いませんでしたので、取り急ぎ既存予算で対応させていただいたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、その下の3目、給食センター費の経費区分4、学校給食センター耐震診断事業の13節、委託料にあります学校給食センター耐震診断業務298万円につきましては、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の対象事業に取り込み実施しようとするものでありまして、来年度予定を前倒しして行おうとするものであります。

次に、11款、公債費にまいりまして、1項、1目、元金の経費区分1、長期債元金償還にあります長期債元金繰上償還130万2,000円につきましては、昭和56年に6.5%で借り入れた造林資金について、交渉の結果、補償金免除の繰上償還が認められたため、追加計上するものであります。

7ページには、その繰上償還を行った後の地方債の現在高の見込みに関する調書を載せておりますが、これについてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきます。

また、今回の補正予算の説明資料としまして、資料1では、各基金の年度末保有状況(見込)を載せてございますし、資料2では、投資的事業の一覧を別紙として、配付しておりますが、これについてもご覧をいただくこととし、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上、総額2,545万1,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案書の13ページをお開き願います。

議案第60号 平成20年度 訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,235万2,000円とするものであります。

次に、14ページの第1表につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきまして、その内容につきましては、15ページ以下の事項別明細書によってご説明をさせていただきます。

15ページの歳入ですが、3款、国庫支出金、2項国庫補助金、4目、介護保険事業費補助金につきましては、要介護認定モデル事業費補助金としまして、平成21年度からの介護認定制度の見直しに対応するための電算システム改修経費の2分の1、19万3,0

00円が補助されるものであります。

第7款、繰入金、第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、電算システム改修経費の補助残の19万4,000円を事務費として一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、16ページの歳出ですが、第1款、総務費、第1項、第1目、一般管理費は介護保険システム改修業務委託料といたしまして、38万7,000円を計上しております。

以上、平成20年度介護保険事業特別会計の補正予算につきまして、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第76号、議案第77号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第7、議案第59号、日程第8、議案第61号、日程第9、議案第62号、日程第10、議案第63号、日程第11、議案第64号、日程第12、議案第65号、日程第13、議案第66号、日程第14、議案第67号、日程第15、議案第68号、日程第16、議案第76号、日程第17、議案第77号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第59号から順次説明を願います。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の9ページをお開きください。

議案第59号 平成20年度 訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案説明させていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ690万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,145万6,000円とするものであります。

次に、10ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、11ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

はじめに、11ページの歳入について説明させていただきます。

第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金の現年度分につきましては、退職被保険者の療養給付費及び高額療養費の追加補正に伴い、690万円を追加するものであります。

次に、歳出について説明させていただきます。12ページをお開きください。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、第2目、退職被保険者等療養給付費につきましては、10月までの医療費実績から推計し、予算不足が見込まれるため、600万円を追加するものであります。

次に、第2項、高額療養費、第2目、退職被保険者等高額療養費につきましても、10月までの実績額から推計し予算不足が見込まれるため、90万円を追加するものであります。

以上、平成20年度 国民健康保険特別会計の補正予算について、その提案説明させて

いただきましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書17ページをお開きください。

議案第61号 平成20年度 訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、支出で営業費用210万円を増額し、費用の総額を1億9,876万3,000円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条本文括弧書きの「8,247万3,000円」を「8,251万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入では、企業債で2,240万円を増額し、収入の総額を3,571万8,000円とするものであります。

次に、支出であります。企業債償還金2,244万1,000円を増額し、支出の総額を1億1,823万2,000円とするものであります。

次に、第4条で、予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の企業債を加えるものです。

まず、起債の目的は、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債であります。限度額につきましては、2,240万円。起債の方法は、証書借入、利率は5.0%以内。償還の方法は、以下記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、18ページの収益的収入及び支出。支出であります。1款、1項、1目、原水及び浄水費について、開盛浄水場にある井戸の余剰水量調査と合わせて、井戸内部の目詰まり状況を把握するための調査費として、委託料210万円を追加するものであります。

なお、この調査につきましては、豊坂水系清住浄水場の水質改善対策として、保健所より改善指導を受けているために、1つの案といたしまして、清住浄水場の機能強化事業と2つ目の案といたしまして、開盛浄水場からの供給を検討するために、井戸の余剰水量調査を行うものでございます。

次に、資本的収入及び支出であります。まず収入では、1款、1項、1目の企業債につきましては、公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債として、2,240万円を増額するものであります。

次に、支出であります。1款、2項、1目、企業債償還金であります。歳入でも説明いたしました公的資金補償金免除繰上償還の元金償還金について、6%台3本の2,244万1,000円を増額するものであります。

次に、19ページは資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成20年度 訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 議案第62号の提案説明を申し上げます。議案書の20ペー

ジでございます。

議案第62号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を制定しようとするものでございまして、説明にございますように、この改正につきましては、本年6月定例会において改正しております「町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第24号）」で、町内3法人指定の条例改正を行ったところですが、この指定できる法人は「所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するもの」と限定され、国税庁からの許可を受けた団体に限られていることから、先に誤って指定してしまった法人について削除するものでございます。

改正内容としましては、記、以下の中ほどに改正前、改正後の条例附則別表を掲載しております。改正前の表の2段目、「第34条の7、第1項、第12号に掲げる寄附金としまして、認定特定非営利活動法人きらきら本舗に対する寄附金」とあるものを削るものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 議案書の21ページをご覧いただきたいと思います。

議案第63号について提案説明申し上げます。

議案第63号 訓子府町手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、訓子府町手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

はじめに、説明文をご覧いただきたいと思いますが、この条例は、手数料及び使用料の見直しに伴いまして、訓子府町手数料徴収条例等の一部を改正しようとするものでございます。

はじめに、見直しにあたりましては、今年度「財政健全化戦略プラン」を策定することとしておりますが、財政健全化の視点、管内あるいは近隣自治体の料金と最近の改定状況、町民生活への影響、保育料・牧場使用料など少子化や産業振興といった政策課題への対応に配慮することなどの視点で見直しを進め、今回は訓子府町手数料徴収条例で規定されております手数料の一部、いわゆる窓口手数料の一部と訓子府町葬斎場使用料を改定しようとするものでございます。

なお、今回提案しておりませんが、手数料のうち廃棄物処理手数料につきましては、平成16年4月に設定し5年目となりますけれども、近隣でも改正の動きがないため、今回は見送ることとしております。

また、公共施設使用料につきましては、平成17年度から有料化を始め、料金は維持管理経費を算定根拠に設定しておりますが、行政改革等によりまして、維持管理経費が概ね2割から3割程度減少しておりますので、今回改定を見送ることとしました。改正の内容につきましては、22ページに改正条文がありますが、第1条では、「訓子府手数料徴収条例の一部改正」。

第2条では「訓子府町葬斎場条例の一部改正」について、規定しております。

まず、第1条の訓子府町手数料徴収条例の一部改正ですが、現行条例は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の制定によりまして、機関委任事務が廃止され、規則で定めていたものを全て条例に規定する必要があったため、昭和39年に制定されました手数料徴収条例を廃止し、平成12年に改めて制定されたものですが、現在の料金自体は、そのほとんどが昭和56年に旧条例の改正により設定された金額となっており、既に27年以上が経過している状況にあります。

条文の改正内容につきましては、23ページ、24ページにあります新旧対象表をご覧ください、説明させていただきます。

表の左側が改正案、右側が現行条文となります。また、改正部分のみ表記しております。「略」と表記しているものは改正がない部分であります。

手数料につきましては、第2条、第1項に種類と金額等が規定されておりますが、基本的に原則100円単位での料金改定、証明・閲覧・交付といった料金体系や地方公共団体の手数料の標準に関する政令等との整合性を図ることに留意しながら見直しを行っております。見直しの内容についてですが、料金体系ごとに説明させていただきたいと思っております。

はじめに、証明手数料に関しましては25号にあります住民基本台帳に関する諸証明、現行200円を300円に、現行300円となっております。号数で申し上げますと12号、14号、15号、16号、19号、29号、32号、35号、36号、これらを400円に改定。なお、現行700円となっております営業・法人団体・現地調査を要する土地建物に関する証明手数料につきましては、管内平均以上となっていることなどの理由から据え置くことで考えております。

次に、閲覧手数料に関してですが、現行200円となっております。号数で言えば、20号、24号、31号、33号イ(ア)から(ウ)、(オ)、(キ)、これらにつきましては、300円に改定しようとするものです。

なお、地籍調査に関する閲覧手数料のうち現行500円となっております図根三角点網図等、現行1,000円となっている地籍調査成果簿につきましては、管内平均額または管内でも高い水準となっていますので、据え置くことで考えております。

次に、地籍関係を除きます各種交付手数料であります。現行200円となっております22号の住民票写。それから23号の戸籍の附表の写、これらの交付手数料を300円に、それから現行300円の21号、28号の手数料につきましては400円に改定。

なお、現行200円の印鑑登録証交付手数料についてですが、印鑑登録証は印鑑登録を確認するために行政側の便宜上発行するものですので、実費相当額を設定するのが妥当であるというようなこと。

また、外国人登録原票記載事項証明書の交付手数料については、現行300円となっており、住基関係の交付手数料とのバランスを考慮し据え置くこととしております。

次に、地籍関係の交付手数料、33号のアの関係についてですけれども、(ア)の地籍図、それから(エ)複製写真につきましては、管内平均が900円以上となっている関係から、現行500円を他の図面と同様に1,000円に。

また、(イ)の集成図については、本町の集成図につきましては、他自治体と比べましてかなり大判のため、現行1,000円を2,000円に。

さらに、現行300円となっております(カ)(キ)の手数料につきましては、500円に改定しようとするものでございます。

なお、このほか戸籍関連の交付手数料については、全国的に統一して定めることが必要と認められるものとして、政令で定められていること、それから犬の登録、狂犬病予防関連については、管内全て同一料金であり、鳥獣飼養登録関係の手数料については、管内平均額となっておりますので、今回改定を見送ることとしております。

次に、第2条訓子府町葬斎場条例の一部改正の関係でございますけれども、24ページの新旧対照表のほうをご覧くださいと思いますが、現行条例では、第4条に使用料の規定がありますが、料金については別表のほうに掲載しており、今回は料金の全面改定のため、別表全てを改正しようとするものであります。見直しにあたっては、現行料金設定から11年を経過していること。葬斎場に係る町費負担の軽減、管内の状況、特に、近隣自治体の最近の料金改正の状況などを勘案するとともに、料金区分も簡素化し、料金もわかりやすく5,000円刻みで、設定するなどの点に留意しながら見直しを行っています。

表の方をご覧くださいと思いますが、料金設定にあたりましては、料金区分のうち、対象者が多い「12歳以上の町民の方」の現行料金1万円を火葬1件あたりの業務委託料と同額の15,000円と設定し、これを基準に「12歳未満」と「埋葬された死体」、2と3については、3分の2の1万円に。それから「死産児」と「人体の一部等」につきましては3分の1の5,000円に、それから右側に「その他の者」というのがありますが、これにつきましては、町民以外の方の部分ですけれども、料金区分ごとに町民使用料に、5,000円加算した額に改定しようとするものでございます。

なお、現行料金区分6の「^{えい}衣及び^{きん}産わい物」については、改正案の区分5の「人体の一部等」に含めることとしております。

次に表の下にあります「備考」では、料金区分3の「埋葬された死体」については、現行では「死亡者の死亡時の住所」としておりましたけれども、現実的には「使用者の住所による」ことが適当との判断から改めることとし、また、料金区分の項目が6項目から5項目に、減ったことによる改正となっております。

以上、手数料と使用料の改定内容について、ご説明申し上げましたけれども、平成20年度予算等を参考に増収効果を試算しますと、手数料で約67万円、葬斎場使用料で31万円、合わせて100万円近くの増収が期待できます。

22ページの改正文に戻っていただきたいと思いますが、附則では、この条例は平成21年4月1日から施行する旨、規定しております。

以上、議案第63号 訓子府町手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、提案説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時40分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第64号から、ご説明をお願いをしたいと思います。

水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書25ページをお開きください。

議案第64号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町水道事業給水条例（昭和59年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の訓子府町水道事業給水条例の改正につきましては、水道事業経営健全化計画に基づく経営の改善を図るため、収益的収支の累積欠損金を減らし、安全安心できれいな水をいつでも使用するために、水道料金を改正しようとするものであります。

記以下につきましては、26ページの訓子府町水道事業給水条例別表第1を次のように改めるものでございますが、次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

この表は、右側が現行条文で、左側が改正後の条文となっております。また、今回改正する部分には下線を引いておりますので、これをご覧くださいと思います。

まず、1の一般用、(2)従量料金の使用水量の欄で、現行一番右端の欄30立方メートルを超える分の「る分」を改正案「50立方メートルまで」に改正し、新たに改正案で「50立方メートルを超える分」の欄を設け、その下に「1立方メートルにつき」を新たに設けております。

また、金額欄は5立方メートルまでの現行「131.25円」を改正案「136.5円」に、以降現行「152.25円」を改正案「157.5円」に、現行「173.25円」を改正案で「178.5円」に、現行「183.75円」を改正案では「189円」に、今回新たに設けた使用水量50立方メートルを越える分の金額を「194.25円」に改正するものであります。

次に、2の臨時用、(2)従量料金の金額の現行「210円」を改正案では「294円」に改正するものであります。

次に、26ページにまた戻っていただきまして、下段の附則でございますけれども、この条例は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月分の水道料金算定から適用するものでございます。

以上、訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書28ページをお開きください。

議案第65号 訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例（平成3年条例第25号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の改正につきましては、下水道事業経営健全化計画に基づく経営の改善を図るため、厳しい町財政状況の中、快適な生活環境を実現するため、一般会計からの多額の繰入金などで経営している下水道事業に

ついて、町財政健全化のために、農業集落排水施設使用料を改正しようとするものであります。

29ページの訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の別表第2及び第3を次のように改めるものでございますが、次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

この表は、右側が現行条文で、左側が改正後の条文となっております。また、今回改正する部分には下線を引いておりますので、それをご覧くださいと思います。

まず、別表第2、農業集落排水施設使用料の算定基準の一般用1か月につき、10立方メートルまでの基本料金が現行「1,470円」を改正案では「1,680円」に、1立方メートル当たりの超過料金が現行「147円」を「168円」に、公衆浴場用基本料金が、現行「2,100円」を改正案では「2,415円」に、超過料金の現行「21円」を改正案では「24.15円」に改正するものです。

次の、別表第3、農業集落排水施設使用料の算定基準の一般用1か月につき、1家族2人までの基本料金が、現行「2,100円」を改正案では「2,394円」に1人増える毎の超過料金が現行「1,050円」を改正案では「1,197円」に改正するものです。

次に、前のページの29ページに、また戻っていただきまして、下段の附則でございませうけども、この条例は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月分の農業集落排水施設使用料算定から適用するものでございます。

以上、訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして31ページをお開きください。

議案第66号 訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例（平成11年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の改正につきましては、下水道事業経営健全化計画に基づく経営の改善を図るため、厳しい町財政状況の中、快適な生活環境を実現するため、一般会計からの多額の繰入金などで経営している下水道事業について、町財政健全化のために、個別排水処理施設使用料を改正しようとするものであります。

32ページの訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の別表第1及び第2を次のように改めるものでございますが、次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

この表は、右側が現行条文で、左側が改正後の条文となっております。

まず、別表第1、個別排水処理施設使用料の算定基準、一般用1か月につき10立方メートルまでの基本料金が、現行「1,470円」を改正案では「1,680円」に、1立方メートル当たりの超過料金が、現行「147円」を「168円」に改正するものです。

次の、別表第2、個別排水処理施設使用料の算定基準、一般用1か月につき1家族2人までの基本料金が、現行「2,100円」を改正案では「2,394円」に、1人増える

毎の超過料金が現行「1,050円」を改正案では「1,197円」に改正するものです。

次に、前のページ、32ページにまた戻っていただきまして、下段の附則でございますけれども、この条例は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月分の個別排水処理施設使用料算定から適用するものでございます。

以上、訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書34ページをお開きください。

議案第67号 訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例。

訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例(昭和44年条例第12号)の一部を次のとおり改正する。別表中「サイロ6基」を削る。

今回の提案は、11月上旬に牧場のサイロ6基を解体・売却したことに伴う条例改正でありまして、施設の種類及び内容を記載した別表から「建物」の欄に記載されております「サイロ6基」を削る内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定をご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の35ページをお開き願います。

議案第68号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

説明欄にありますように、この改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を上げるため、改正しようとするものです。その内容は、通常の妊娠・分娩にかかわらず、脳性麻痺となった子どもに補償金を支払う「産科医療補償制度」が、平成21年1月から実施されることに伴い、同制度に加入している分娩機関で出産した場合には、出産育児一時金35万円に、3万円を上限として加算し、38万円を支給するもので、未加入の分娩機関で出産した場合は、35万円に据え置くものでございます。

記以下であります。出産育児一時金を定めている第7条の第1項にただし書きを加えるものです。

町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、3万円を上限として加算し支給するものであります。

附則であります。第1項では、この条例は平成21年1月1日から施行するものであります。

第2項については、経過措置で、この条例の施行日以前に出産した被保険者に係る出産

育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書44ページをお開きください。

議案第76号 町道路線の認定について、提案内容の説明をさせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記以下であります。次の45ページの位置図を併せてご覧いただきたいと思っております。路線番号の197は、路線名が大町北3条線であります。起点は、訓子府町大町162番地2地先。終点は、訓子府町大町159番地3地先であります。重要な経過地は、大町で、路線延長は、107.81mであります。これは、町が道路改良工事予定の路線であることから、新たに町道に認定しようとするものであります。

以上、町道路線の認定について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次、議案書46ページをお開きください。

議案第77号 損害賠償の額の決定及び和解について、提案内容の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求めるものでございます。

記以下をご説明いたします。

1、相手方は、東京都町田市木曽東4丁目21番6号。鷲谷太郎でございます。

2、損害賠償の概要についてであります。平成20年6月9日午前10時30分頃、町職員が公務により、公用車にて網走郡美幌町内を走行中、道の誤りによる交差点内での急な方向転換により、後方から直進してきたオートバイと接触し、オートバイを破損及び運転手に怪我をさせた損害について、損害賠償をするものでございます。

3、損害賠償額は、この事故に対して、損害賠償の額を182万8,865円と定め、和解するものであります。

以上、6月9日発生 of 公用車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求めるものであります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第59号、議案61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案76号、議案第77号の各案に対する提案理由の説明が終了しました。

議案第70号、議案第71号、議案第72号

議長（橋本憲治君） この際、日程第18、議案第70号、日程第19、議案第71号、日程第20、議案第72号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第70号の提案案説明を申し上げますので、議案書の37ページをご覧くださいと思います。

議案第70号 北網広域圏組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北網広域圏組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、組合規約の一部を改正する規約を載せておりますが、この規約の改正につきましても、この後提案いたします北網広域圏組合の解散に伴うものでありまして、北網広域圏組合規約（平成4年規約第1号）の第13条の次に「事務の承継」として第14条を加えるものでございます。

第14条、組合の解散に伴う事務は、網走市が承継することを規定しております。

第2項では、組合の解散後に生ずる剰余金については、別表第2に定める出資比率により関係市町に配分することを規定してございます。

附則としまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、北網広域圏組合規約の変更について、提案説明をさせていただきましたが、本件につきましても、組合と町の変更協議にあたり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号の提案案説明を申し上げます。議案書は38ページでございます。

議案第71号 北網広域圏組合規約の解散について、地方自治法第288条の規定により、平成21年3月31日をもって北網広域圏組合を解散するものでありますが、説明にもございますように、北網広域圏組合の解散にあたり、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本組合につきましては、平成4年12月に当時の北網圏13市町村、現在は合併により2市8町となっておりますが、その一部事務処理組合として設立され、各市町村と北海道が拠出した10億円を基金積立し、その運用益を基に、これまで圏域小学生の国内研修事業をはじめ、芸術文化公演事業に対する助成や広域の職員等研修事業などを展開してまいりました。しかしながら、近年は基金運用益の減少による事業の縮小や圏域全般に効果のあるソフト事業展開の困難性が指摘されておりましたが、これに加え構成市町の厳しい財政状況から、基金取崩しによる有効活用が求められておりました。

また、時を同じくしまして、国においては、圏域の主体的判断での基金取り崩しを容認する方針が打ち出されたこともあり、各市町の首長で構成する理事会において、全会一致で解散を決議したものでございます。

以上、北網広域圏組合の解散について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第72号の提案案説明を申し上げます。議案書は39ページでございます。

議案第72号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、北網広域圏組合解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町協議の上、定

めるものとするものであります。

次のページにまいりまして、別紙であります、北網広域圏組合の解散に伴い、組合が保有する基金10億円のうち9億円は、次のとおり北網広域圏組合同規約第13条第2項に定める出資比率により関係市町に配分し、1億円は北海道に返還するものでございます。

基金の配分額と出資比率の一覧については、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、北網広域圏組合の解散に伴う財産処分について、提案説明をさせていただきましたが、本件につきましても、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めめるものでありますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第73号、議案第74号、議案第75号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第21、議案第73号、日程第22、議案第74号、日程第23、議案第75号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第73号から順次説明を願います。

町民課長。

町民課長（中山信也君） 議案第73号の提案説明を申し上げます。議案書は41ページでございます。

議案第73号 北見地区衛生施設組合同規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北見地区衛生施設組合同規約の変更をするものでございますが、北見地区衛生施設組合は本年度末をもって解散するため、解散に必要な規約を調整するもので、説明にもございますように、組合同規約の変更協議にあたり、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めめるものでございます。

追加する条例としましては、新たに第13条、事務の承継等を加えるものです。

第1項では、組合の解散に伴う事務は北見市が承継し、第2項では、組解散後の決算は関係市町の監査委員の審査に付し、それぞれの意見を付けてそれぞれの議会の認定に付するものでございます。

第3項では、組合の解散後に生ずる剰余金、不足金、債務について、構成市町の配分又は分賦の割合について定めたもので、第1号では、第3条第1項に規定するし尿処理に関する費用について定めたもので、本町の割合が応益割分で14.77%、議会費・総務費で20%としているものです。

第2号では、第3条第2項に規定するスクラムミックス事業に係る費用で、本町の割合を13.42%としているものでございます。

それぞれの2表につきましては、北見市、置戸町と本町の割合を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

附則でございますが、北海道知事の許可のあった日からの施行としてございます。

以上、北見地区衛生施設組合同規約の変更について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第74号の提案説明を申し上げます。議案書は42ページでございます。

議案第74号 北見地区衛生施設組合の解散について、地方自治法第288条の規定により、平成21年3月31日をもって、北見地区衛生施設組合を解散するものでございますが、説明にございますように北見地区衛生施設組合を解散するため、組合を構成する市町議会の議決を求めるものであります。

本組合につきましては、昭和48年4月に北見市と旧端野町、旧留辺蘂町を含め、周辺4町のし尿処理を行うため設立した一部事務組合でございます。

昭和50年4月には、端野処理場を建設し、以後32年間、区域内のし尿処理を行ってきましたが、施設の老朽化や下水道などの普及に伴い、平成19年4月からは北見地区スクラムミックセンターへその業務を移行し端野処理場を閉鎖。平成21年3月31日の本年度末をもって組合を解散するものでございます。

以上、北見地区衛生施設組合の解散について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第75号の提案説明を申し上げます。議案書43ページでございます。

議案第75号 北見地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、北見地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分を関係市町が協議し定めようとするものでございますが、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別紙としまして、北見地区衛生施設組合解散に伴う財産処分に関する協議書を載せてございますので、ご説明申し上げます。

第1項の財産処分につきましては、組合が所有する財産は北見市が承継することとしてございます。

第2項のその他では、疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、北見市、置戸町、訓子府町がその都度協議して、定めるものとしているものでございます。

以上、北見地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をくださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 全議案の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩をいたしたいと思っております。

ちょっと早く終わった関係もありますので、ちょっと5分間、ちょっと調整させていただきます。

5分休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時20分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

お諮りいたします。

これより、日程の順序を変更し、日程第31、報告第10号を、先に審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第31、報告第10号を、先に審議することに決定しました。

報告第10号

議長（橋本憲治君） 日程第31、報告第10号 出納検査結果報告について、を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の59ページをお開きいただきたいと思います。

報告第10号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成20年12月16日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年10月14日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、以上ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年10月14日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの60ページと61ページにつきましては、後ほどご覧いただくとし、説明は省略させていただきます、次に62ページお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年11月17日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、以上ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年11月17日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの63、64ページにつきましては、先ほど同様に後ほどご覧いただくとし、説明は省略いたします。

続きまして、後ほど追加で配付させていただきました、12月分の例月出納検査結果であります。ページ数で申しますと、65、66、67ページでございます。

まず、65ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年12月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、以上ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成20年12月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの66ページ、67ページにつきましては、先ほど同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上、報告を終わります。

時間、多少早いのですが、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

午後1時から、一般質問になっておりますので、皆さん参集をお願いしたいと思います。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

一般質問

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

日程第24、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されるようお願いをいたしたいと思います。

それでは、一般質問の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、ただいまから一般質問の通告書に従いまして町長に対しまして質問していきたいと思います。質問の大きな件数につきましては2項目あります。1つずつ進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず始めに質問することでありませぬけれども、「財政健全化戦略プラン」と「これからのまちづくり」についてであります。

本町は現在、平成20年度から平成25年度までの町の財政状況と今後の見通しを示しました「中期財政推計」をつくりまして、それに基づいて収支改善目標を約2億円としました5つの柱からなる「財政健全化戦略プラン」について町民に説明をしてきた経過がありますが、「これからのまちづくり」と合わせまして、次の点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

まず、1つ目でありませぬけれども、これまでに11月12日から5日間、述べ7会場で「まちづくり懇談会」を開催してきましたが、この懇談会をどの様に総括しているのか伺いたいと思います。

2つ目でありませぬ。昨年の3月に議会で可決されました平成19年度から平成28年度までの今後10年間のまちづくり指針と施策を示す「第5次総合計画」が策定されていま

すが、この財政健全化戦略プランとの関係をどうとらえているのか。

また、町民にこの点を説明する必要はないのかお伺いしたいと思います。

3つ目であります。財政健全化対策の取り組みと合わせまして、まちづくりへの取り組みは車の両輪であり、どちらも軽視できないものではないかと思えます。そこで、まちづくりは人づくりという観点から見ますと、社会教育が持つ役割はますます重要になると考えられるが、社会教育に携わってきたことのある町長として、まちづくりと社会教育についての考えをお伺いいたしたいと思えます。

4つ目でありますけれども、これからの地域づくり、まちづくりのために「産業後継者育成基金条例」及び「基金の運用に関する要綱」の改正と積極的な活用は考えられないのか町長の考えをお伺いいたしたいと思えます。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「財政健全化戦略プラン」と「まちづくり」について4点にわたってのご質問を頂きましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目のまちづくり懇談会の総括でございます。この懇談会は、例年2会場で3回、過去に開催してございましたけれども、本年度は日中の開催も含めて7回に増やしまして、実践会地区に職員と私も出向いて開催したところでございます。参加人数は、90名弱と決して多い状況とは言えませんが、過去2番目の参加をいただき各地域に出向いたこともございまして、初めて懇談会に足を運ばれた方もおり、また、地域の率直なご意見をお聴きしたり、少人数の中で中身の濃い話し合いができたなど大変有意義な懇談会であったと私なりに評価しているところでございます。

今回の懇談会では、当面、自立を前提にまちづくりを進めると私の考えや、あるいは「財政健全化戦略プラン」の概要などをお示ししましたけれども、「財政健全化だけではなく、町民の活力低下や閉塞感を招かないように、まちの将来像もしっかり示してほしい」といった厳しいご意見、あるいは「軸がぶれることなく着実にプランを推進してほしい」といった励ましなど多くのご意見をいただきました。全体として、当面自立することを前提に、プランを策定推進することにつきましては、私自身は、概ねご理解をいただけたものと受け止めているところでございます。この後も、地域のご了解が得られれば、各町内会、実践会の地域に出向いて、あらゆる場所で説明をさせていただき、職員を中心にしながらプランに対するご理解を地域の方に深めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の「第5次総合計画」との関係についてでございますけれども、計画の中には、財政運営の健全化に取り組むことも当然盛り込まれておりますけれども、このプランは総合計画の部門計画としての性格も有するものでもございます。総合計画を着実に進めるための方策の一つとして策定、推進するものでございます。

また、プランでは、平成23年度以降の町単独事業の見直しなどを進めることとしておりますが、その際には、当然のことですけれども、総合計画との整合性を図っていく必要があるものと考えているところでございます。

なお、プランの推進と総合計画の関係につきましては、まちづくり懇談会においても説明させていただいておりますけれども、折にふれて周知等を図ってまいりたいと考ますので、ご理解を賜りたいと思えます。

3点目のまちづくりと社会教育のお尋ねでございます。今日の私たちを取りまく環境が急激に変化する中で、人が人として暮らしていくことが本当に難しい社会になっていると言えるものでございます。そうした困難な中でも、暮らしを切り拓いていくために必要となるものの大きな要に学習活動がございます。お互いの「学び」を通じて、一人ではやり遂げられないことであっても、多くの仲間とともに実現していくことが、「まちづくり」へとつながっていくものと考えているところでございます。これらの学習を身近なものとして、深め広げられる環境づくりを進め、学習する意欲や活動を公的に支援することが社会教育の大きな役割でございます。社会教育課を中心にしながら、自らの学びを支援するために各種講演会や講座、教室、さらには見聞を広げリーダー養成といった派遣事業など団体育成などを実施しておりますが、こうした学習活動が「まちづくり」にとって大変重要な役割を果たしていくものと今後とも期待をしているところでございます。

4点目の「産業後継者育成基金」の活用等でございますが、この基金につきましては、合併前の訓子府町農業協同組合からの寄付金を原資に積立てた産業教育振興基金の一部を組替え、平成15年度に新たに設けた基金でありまして、現在はその原資を取り崩し、産業後継者の海外研修に充てることで予算組みしているところでございます。平成18年度以降、研修実績がない状況となっておりますことをご理解賜りたいと思います。3点目にお答えした人づくりとも関連いたしますけれども、人口の維持や産業経済の活性化、地域社会の存続を考えるとときに産業後継者の育成確保は、まちづくりの最重要課題と位置付けているところでございます。厳しい財政状況下にはありますけれども、たくましく、人間性と識見豊かな後継者づくりに積極的に取り組む必要があると強く認識しておりますので、「財政健全化戦略プラン」の中でも、この基金運用にあたっては、海外研修に限定しないで幅広く産業後継者育成対策に活用することとしているところでございます。

また、過去に行っておりました、北見地区農業青年国内研修のように、産業面だけでなく地域づくりの面でも効果が期待できるような事業を近隣自治体と歩調を合わせながら再び実施することを検討しており、その財源として関係機関等とも協議した上でこの基金を活用する考えでいるところでございます。

なお、条例及び要綱の改正につきましては、現時点では改正を考えておりませんが、この基金が有効に活用されるように努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、若干再質問する形になりますけれども、まず1つ目、まちづくり懇談会の総括の関係なのですけれども、今、町長のお答えの中で90名弱の参加があって、これまでの経過から考えても決して少なくない数の参加でというお話もあつたところであります。同時に合わせて、概ね提案されている中身が理解されてきているんじゃないかというふうな受け取り方をした訳なのですけれども、まず1つに、参加者の問題に気になっていることがありまして触れたいのですけれども、確かに7会場で90名ということになれば、本当にそれがこれまでの経過から見て多いといえるのか。数としては多いとは思いますが、ただ本当に全体を見てこれだけの大きな戦略プランを掲げて、合わせてまちづくりをこれからどうするのかという議論の大前提になる部分をどう町民の方に理解してもらうかということからいけば、決してこの90名は多いとはいえない。そういう認識が必要ではないのかという思いがいたします。正直なところ特に、これは私も最

後のほうで、総合福祉センター「うらら」であったときに参加させていただいたんですけども、やはり何て言いますか。職員も含めて、OBも含めて、あるいは町内会長さんとか。やっぱりある一定の層がやはり来られている。果たしてそうではない方々が本当にこれがどうとらえているのかというところでは非常に心配というか、これからの特に、後からも出すつもりなのですけれども、予算の問題等々含めてくると様々なやはり思いが出てくるのではないかというふうに思います。その辺の90名をどう見るかということというのは意外とこれからのことを考える上で、やはりもうちょっとこう厳しく見る必要があり、自分に厳しく見る必要がある。いわゆる役場として、町として厳しく見る必要があるのかなというように思ったところです。確かにこれはそのときのいろんな条件がありますから、農作業等々の条件も含めて、これは勘案しなければいけないことかもしれませんけれども、もうちょっと深い分析があつてよかったのかというように思っていますけれども、その辺もし考え方があればお伺いしたいのですけれどもいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 90名が多いか少ないかで言えば、多くないと言うより、少ないと言ったほうが良いのではないのでしょうか。ですから私自身はこれが是だけだということは思っていないので、こうした広報公聴活動というのは日常的な活動を通じてさらにきめ細かく地域の中に出かけながら、今回の戦略プランについてはご理解をいただくということが基本ではないのか。そのために、私自身が日程を割いて全てに出ることはこれからちょっと難しいかもしれませんが、企画財政課あるいは職員を中心にしながら、町内会、実践会あるいはサークル等の中にも入ってでも、こうしたことを丁寧に説明していくということが、まず、第一義的に必要なのではないかと考えているところでございます。

さらに、私は何ぼになったら多いと言えるのかということでございます。町民の有権者数の過半数でいう2,000数百人ということでございます。これだけのものが集まるといふ、そういう機会をどのように設けるかと言つても、集め方式には非常に限界があります。ですから、後でもきっと議員のほうから質問は出ると思いますけれども、総合計画で言っているアンケート結果、近々で申しますとおよそかなりの1,000数百人の方のご回答をいただいているという状況から考えてみますとそうした総合計画等の意見も照らし合わせながら、私たちが町民の皆様により分かりやすい身近な問題の町政を訴えていく、理解を求めていくということは、大変必要なことではないかと考えているところでございます。

ただし、昨年から私自身も心がけて、職員は非常に頑張っておりますけれども、例えば後期高齢者医療制度の問題にしてもゴミの問題にしても決してただ集めるというだけではなくて、今回のように各地域に出向いてお話をさせていただくという基本的な姿勢を失わないようにしているところでございます。

さらに重ねて申し上げますならば、夜間町長室の開放やふるさと懇談会あるいはもっと申しますと今予算編成にかかっておりますから、非常に例えば補助金の削減等については厳しい中身のものでございます。これは、町内会、実践会だけではなくて、それぞれの産業団体等も含めて予算の考え方についての説明をさせていただいているところでございますから、当然「これではやっていけない」「それでいいのか」というご意見もいただいているところでございますので、それらについてはきっちり向き合いながら、必要なものを受

け止め、さらにはこの戦略プランの中でもご意見がございましたようにき然としたある意味では姿勢を持ちながらもこのプランの理解を深めていただきながら、前に進んでいきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 今お答えをいただいたように、これからの財政戦略プランに立ち向かう姿勢としては十分理解できますし、ぜひそういう方向で出向くことも含めてぜひやっていただきたいというように思っております。

ただもう1つその気になっているのは、財政戦略プラン、いわゆるこのプランそのものの説明ということの他にもう1つ、先ほど町長もこの財政戦略プランの説明をする前段お答えの中に、これからのまちづくりの状況のことも協働のまち、いわゆる住民参加のそういう参加型のまちをどうするか。そういうこともお話されていたということも言われていますけれども、もう1点、やはりこれからのまちづくりをどうするのかというものが、どうもこの戦略プランの説明、確かに戦略プランの説明ですから、いわゆるどうやって経費を削減して節約して2億円を浮かして財政を再建させるかというのが主案ですから、それはそれで間違った説明、進め方ではないと思うのですけれども。町民にとってみたら、やはりそうすることが一体どういうまちづくりにつながっていくのかという明確なものがやっぱり必要。これは総合計画ともダブルことになるのですけれども、そこら辺がやっぱりこの説明会の中なり、町長が今提案されてきたそういう戦略プランの中に、本当はもっと、それが前面に出なければ、なかなかどうも議論に参加しにくいというか、話も聞きにくいという。逆に聞く前から結果はわかっている。削る話だろう。これをこれだけ削減しようという話だろうということというのは、説明される前から多くの町民は理解していることにはなるのではないかと思います。そのことは一面理解されるから、それはそれでいいのですけれども、ただそれが本当の意味で財政戦略プランのもつ発表した意味を成すことになるかということからいえば、果たしてそれは財政戦略プランと言うのは、やはりまちづくりの手段ということで見れば、やはりもっとこう前面に出すべきところをもっと出す必要があったのではないかと分かりやすく。それがちょっと気になったところです。町長は常々言うておられますから、私たちは分かるのですけれども、いざ町民全体を見たときには、まだまだそこが浸透していないこともあるのではないかなと。単なるその財政戦略プラン、削るプラン、節約する計画、その段階だけでとらえられてしまったこともあるのではないかなということがちょっと気になったところですけれども、その辺でいきますと当然、総合計画との関わりも出てきますし、総合計画そのものはやはり議会の議決も得ているし、先ほども言われたように、多くの町民の方のアンケートをいただいた中でつくられたものだ。非常に重要なものだと思います。それとやはり兼ね合わせたもうちょっとまていな説明があってもよかったのかと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ご指摘の点は、私自身は真摯に受け止めさせていただきたい。

ただ、少し私自身のもう一方の考え方を明確にしておこう、おかなければならない。すなわち、私は1期目の町長の仕事で、2年目に入っております。これは、私自身が掲げたマニフェスト。すなわち、住み慣れた訓子府に全ての人が住みなれる住み続けることが

できる福祉優先のまちづくりをこの4年間で進めていくんだということが1つでございます。

もう1点は、これは何としても町の将来を町民の総意で決めていく。そのためには、できるだけ明らかに情報を町民の皆さんに共有していただきながら、そして何よりも台所が立ち行かない状況が、目に見えている状況を何としても自立して生活できる町にしていくんですよということが、私の主要な施策の1つでもございますから、今回は商店で申しますと痛みを伴うそのプランを避けるのではなくて全面に掲げながら、そしてご意見を頂戴したい。同時に閉塞感が漂うようなことになってはならないということもございまして、平成20年度でいう主な政策的な予算も資料として添付しながら、皆さんに説明をした経緯がございます。その点で申しますとまず平成20年度は、財政戦略プランを中心とした痛みを伴う計画を明らかにしながら、今後新しい政策としてまちづくりの根幹を成すものについては、さらに積極的に議員ご指摘のとおり地域の皆さんと引き続きそうした懇談にあててまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） やさしくないのですけれども、やはり財政健全化プラン、いわゆる再建に向けて、何をどう取り組むかという基本的なところでいけば、私が思うのはやはり、これは常々町長もおっしゃられていることなのですけれども、やはり自治体の役割あるいはその町の目指す将来像、こういったものがいかに町民の中に理解を得られて、そしてそれがあつて意味、財政再建のための何をどう削るか、町民がどうそこで痛みを今分かち合おうかという、そのための物指しというか、それはやはり町長の言わんとする、そのまちづくりの将来像、ちょっとダブルのですけれども、それに照らし合わせながら、そこにどう自分たちが進まなければいけないのかということの方が分かって、初めて財政健全化プランが大きく進んでいくのかという思いもいたしますので、やはり最低限、やはりそこで町長の考えているそういう部分をまず前面に出す。そのためにこれが必要なのだという議論をぜひこれからも進めていくほうが良いのかというふうに思いますので、これはちょっと要望のような形になりますのでお答えはよろしいですけれども、そういうふうに思っております。

それと合わせて、次の質問に入っていきますけれども、社会教育の問題なのですけれども、今までの議論ともちょっとつながるかと思っておりますけれども、やはり社会教育の果たしてきた役割というのは、これはもうここでどうこう言うまでもなくて、今日のこの開会の前に、新しく教育委員長になられた飯田さんのほうからのご挨拶の中でありましたように、やはり訓子府の中では脈々と社会教育の果たしてきた役割、20年、30年前から地域に根ざして、そして、人と人とのつながりの中で町をどう支えていくのか。そして、自分たちの生活も含めて生き方も含めて大きなそこに影響を与えてきたのがやっぱり社会教育だと思います。それが、現時点で思うのは、確かに町長も今回の執行方針の中でも、いわゆる社会教育の大切さについては言われております。何て言うのですかいわゆる人格形成においては、学びと文化、スポーツ活動というのは重要なんだ。そういう意味でも言われておりますけれども、もう一步今この時期にきて考えなければいけないのは社会教育というのはそこも大事ですし、そこも当然今やっていかなければいけないし、現在もやっておられると思うのですが、もう一步進めて踏み込んで、こうやって大変な状況になっている自治

体、自分たちのまち、これをどうやってその中に自分たちが暮らしていけるようになるのかという、そういった部分の学びというのですか。それをやはり担うのも社会教育のこれからの大きな役割としてあるのかというように思うのですけれども、その点で町長は、どう考えられるかちょっとお聞きしたいのですけれども、いわゆる社会教育のもっているこれからの果たす役割というのは、やっぱりもうちょっと変わってくるのではないのかということも含めて、お考えがあればお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ある種、教育行政に係わることでございますから、私が答えることが適切かどうかというのはちょっとわかりませんが、教育政策は私の方針の中にもございますので、そのことを加味して説明をさせていただきます。

社会教育は、住民の皆さまと共に地域の課題を発見し、課題解決のために学びを通じて人と人がつながって広がりを広げていくということが基本だということを考えれば、まさに議員ご指摘のとおり住民のあらゆる階層あらゆる人たちと共に学びを通じて今地域に起きている農業の問題、暮らしの問題、福祉の問題がどんなことになっているのか。そういうことに対して住民一人ひとりが今主権者として何をしていかなければならないのかということも含めた学びが一層今この時代が必要になっているのではないかと思います。当然、教育長を中心にしながら社会教育課が一生懸命頑張っておられるということを確認している一人でございますけれども、例えば、4Hクラブや青年団体、私たちが担当していたところから見ると人数は確かに少なくなっておりますけれども、管内、全道から見ても、この訓子府町の青年団体、あるいは4Hクラブの人数、中身的にも高く評価されていることを考えれば、私自身は大変感謝と言いましょ、一般行政としては感謝し、さらに職員を中心にしながら頑張ってもらいたいという思いでいっぱいでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 基本的には、やはりそういう姿勢、考え方と言うのはやはり本当に大事になってくると思います。それができる自治体とそういう考え方になかなか建てられない自治体との差というのがこれからどんどん出てくるのかという思いもいたしております。やはりそういう部分で、この学びという部分でいけば、非常に大きな意味合いが、このまちづくりも含めて関わってくるということのように思っています。ぜひそういうスタンスというか考え方で進めていただきたいなということですが、それと合わせて兼ね合うことになるのですけれども、基金条例の見直しの問題に入っていきたいと思うのですけれども、この学びをどうつくっていくかということからいっても、できればこの基金条例を中身の変更をする。いわゆる改定というのか、その考えはないようなことを最初答弁の中でありましたけれども、この「基金産業後継者育成基金条例」並びに「基金の運用に関する要綱」があるのですけれども、これを思い切って改正をして、確かに産業後継者ということであればこの条例の中でも、いろいろありますけれども限られてくるのかという思いがいたします。今町長がお答えになったことが、これから保障するというか成し遂げていく上でも、やはりこの基金条例そのものを思い切って変えていく必要があるではないかという考えなのですけれども、やはりこの基金条例の活用にあたっては、産業後継者のみならず婦人も含めて、あるいはできれば役場職員も含めて、この中で町民と一緒にあって、このどういうまちづくりをするのかということも含めて、あるいは素晴らしいまちづ

くりをしているところもありますので、そういったところにどんどん出向いて、その風にあたってきてもらうということも含めて考えると、どうしても条例の改正なり要綱の改正というのが必要になるのかというように思っているところです。その前段として、これはいずれにしても、先ほど活用についても積極的なお答えがあった訳ですけれども、この条例が出来る経過の中にやはり農協との問題があるのですけれども、農協等との話し合いというか、町の考え方として「こう考えるのだけれどもどうだろう」ということは、これまでであったのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員もご存知だと思いますけれども、「きたみらい」になる前の訓子府町農協協同組合が、私の記憶では、ある種の農協の税金対策も含めて3,000万円のお金を基金として積み立てて、2つの政策、性格をもっております。

1つは、農業図書の充実として図書館に置くということが1つ。

もう1つは、この益金を利子等を使いながら、国内・海外研修を実施するというところでございます。

先ほど説明したとおり、この要綱は平成16年に条例等が変わっておりますけれども、その考え方は現在も踏襲されておりますし、農協を中心にし、担い手育成の中で海外研修やあるいは婦人等の国内・海外の研修等に出かけている。最近はありませんけれども、そのような状況であります。ただ、今農協が「きたみらい」に合併して5年経っておりますから、これらの状況を知っている方というのは、あまり多くないということも担当のほうから聞いておりますので、今、置戸町等との近隣の国内研修の話も担当レベルでは進めているところでございますので、その状況を見ながらこの基金条例の改正等に前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 例えば、本当にこういう研修、学びにお金を使うというのは、やはり財政が、いわゆる一方で再建プランをやりながらということになれば、非常に厳しい意見も中にはあるのかと思いますけれども、やはり常々言われていますように「まちづくりは人づくり」という観点からしますとやはり今これをそこから、手を抜くとかそこを軽視するということには、決してならない。そしてもう1つはやっぱりこういう基金が今3,000万円余りありますけれども、これをいかに有効に活用するのかということもこれは特定目的基金ですので、そういった方向でやはりどんどん使うこともいいのではないかと思います。ただ、これも無制限に使うということではなくて、できれば考え方としては、例えば5年間、5年間は特に進めていく。例えば、ここで5年間で100万円使っても500万円。あるいは150万円使っても750万円ぐらいの基金の取り崩しになるのですけれども、それ以上のものが、やはり出てくるのだというものをやはり確信としてもっていただいた中で進めていただきたいというように思っているところです。これはやはり、ぜひ有効な活用ができるような方向になって欲しいという思いでありますので、ぜひそこら辺も含めて、思い切って使うというところで、再度ちょっと町長のご答弁をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 平成19年度の一般会計、特別会計の決算審査委員会で工藤議員、

並びに山本議員のほうから付帯意見として、小林議員も含めてです。付帯意見として、ただいまのような産業後継者の育成基金についてのご意見が文書でもいただきました。これは真摯に受け止めて、担当課の農林商工課長並びに社会教育課長も含めて審査委員会の意向を私のほうから指示をさせていただいているところでございますので、前向きに検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、2つ目の大きな項目で質問に入っていきたいと思いません。

森林資源の有効活用と町の活性化に向けてということであります。

地域再生や町の自立に向けては、その地域の宝物を見つけることが大切であると先に開催されました「まちづくり講演会」で講師の方が話されていたところであります。

本町には1,200ヘクタールを超える町有林がありますが、この森林が宝物と成り得ないのか。次の点で町長の考えを伺いたいと考えております。

まず、1つ目でありますけれども、町有林に関わる経営の方針としての森林施業計画書が来年3月末をもって新たに策定することになると思いますが、策定までの手順はどうなっているのかお伺いいたします。

続いて、2つ目ですけれども、新たに策定される施業計画の検討の際、資源の循環・持続を基本としながら林産物収入を勘案した保育管理が求められると考えるところでありますけれども、そこだけに留まらないで、森林を多面的に見直して新たに活用できる資源はないのか。さらには、事業と雇用に結びつくものを見出せないのかなど住民参加型の計画策定もあっていいのではないかと考えているところでありますけれども、町長の見解をお伺いいたしたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2点目の質問で、森林資源の有効活用と町の活性化に向けた取り組みについての質問に対してのお答えをさせていただきます。

1点目の本年度策定している森林施行計画書の策定手順についてのお尋ねでございますけれども、施業計画につきましては、森林法に基づき、森林所有者として、森林施業の長期の方針と具体的な伐採、造林等の実施に関する5年間の計画を策定するものでございます。訓子府町に854ヘクタール、北見市に425ヘクタール、合計1,279ヘクタール、396小班の町有林がございまして、町有林に精通した方々のご協力を得ながら、現在、伐採、造林等に小班ごとの評価を行っているところでございます。前回の計画は、材の価格低迷もあり、消極的な内容と成らざるを得ない状況でしたけれども、この度の計画につきましては、ある程度の収入も考慮した計画とする考えでございます。今後の手順といたしましては、1月中旬をめぐりにたたき台を策定し、網走支庁や森づくりセンターの指導をいただき、3月上旬までには町有林野営審議会に諮問する予定で現在作業を進めているところでございます。

2点目の従来計画に止まらない雇用対策も含めた森林資源の有効活用に関する住民参加型計画策定に関するお尋ねでございますけれども、森林施業計画につきましては、法に基づく計画で記載内容も極めて限定されたものであることをご理解願いたいと思えます。しかし、議員のご提言につきましては、極めて重要な問題と認識しておりますし、北海道

でも今年度制定した「北海道森林づくり基本計画」での10の施策において施業関連施策に加え「森林の多面的機能について理解の促進」「就業機会の確保」「道民の意見把握」などが示されており、本町としましては季節労働者と森林の育成を加味した対策を実施するなど取り組みを進めているところでございます。

地球規模の環境問題への関心の高まりにより森林の温暖化防止機能の重要性が訴えられ、町としても森林に対する意識を変えていくべき時期と考えておりますので、これらの課題につきましては、今回の施業計画とは別に検討していく考えでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、ここでも若干再質問いたしたいと思っておりますけれども、まず確かに森林、町有林、山の問題についていきましたら、やはり相当な経験も持ってなければいけないし、山を見る目、木を見る目というのが必要になってきますので、いってみれば私みたいなよく分からない者がどうこうということにはなかなかならない。実態に即したものにならないのかもしれませんが、ただこれがやっぱり山をどう見るかというのはやっぱり1つの町の財産としてという見方もありますし、それからそこに、何て言いますか、どうやって価値を見出すかということが、やはり折角ある資源ですから目を向ける必要があるのではないかという思いで、こういう質問をしているところなのです。平成19年度の決算報告書でいってしましても、これはずっとそういう傾向なのですけれども、やはり町有林の関係でいきますとどうしても保育なり経費、管理経費というのはもう結構かかってくる。ずっと経費がかかるというのが仕組みです。経費のかかる部分、毎年のかかる経費。そしてそれが50年、60年後に値としてどうなるのか。出てくるのかということところが大事なところなのですけれども、当然そういう中で毎年かかる大きな経費がかかるのは当然だし、かけなければいけないのですけれども、そのかかる経費のところには何か価値が見出せるようなものがないのかという発想をどこかでしてもいいという思いです。1つは、その中でいきますと結構道内にも参考になるようなそういう町村があるのではないかという思いがしているところなのです。

例えば、道北の下川町です。自分自身がその町が好きで何回か行くのですけれども、やはり森林そのものをやはりどう見るのかということと合わせて、まちづくりときちんと組み込んで進めてきている町なのですけれども、ああいったようなことを同じようなことは、なかなか訓子府ではできません。4,000町以上の町有林を持つ下川町と1,200町の訓子府町が一緒のことができるということには決してならないのですけれども、ただ、森林資源としてどう見るかという。山をどう見るか。それをどう宝物として見るかという点では非常に参考になる。そういうものも持ち合わせているのではないかという気と思いがいたしますので、ぜひそういうところも1つは参考になるように、ぜひ町職員の方も含めて研修というか勉強に行ってもらえるようなことを施業計画を立てる前にです。施業計画とはこれは別ものだという話も取り組んでいきたいという考え方も言われましたけれども、できればそういう中でいつかの時点をお願いをできないものか。そういう考えができないものかというようなことであります。

それともう1点ですけれども、雇用との結びつきをどうするかということ。やはりこれは大事な点になっていくと考えています。当然今も季節労働者の方、先ほども言われていま

したけれども、その蔓切りも含めて今やっただけではないので、その蔓切りだけではなくて、もっと広げた中で、できるような仕組みづくり。また、そこら辺の人たちとのそういった所で携わってきている人たちの考え方も十分聞き入れた中で組み込んだ中で施業計画とは、別にといいことであればさらにやりやすいものがあるのかと思うのですけれども、そういう町独自の計画というものは考えることができないのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 具体的な中身につきましては、担当の農林商工課長もしくは業務監から答えさせますけれども、大筋のところでは工藤議員の質問にお答えしたい。今下川の例がございました。これは全国的にも森林を活用したまちづくりで大変頑張っておられる。道北の先進地でございますし、東京農大の黒田教授やあるいは北海学園大学の小田教授からも、ぜひ参考にさせていただきたいということのご助言を受けたりしておりますし、私自信も北海道監理局の山田局長からも「下川町はぜひ勉強になるぞ」というように言われて、何とか時間を取りたいと考えているところでございますから、意見をまた参考にしながら今後進めていきたいと考えているところでございます。

ただ、私自身もお詫びを申し上げなければならないことがございます。例えば、林業に対する職員の要請でございます。町長になって1年数ヶ月経ちまして、それぞれの現業部分の職員、全体的には125名いた職員を95名にしてきた。この経過からみても30名の職員がいなくなったことによって林業やあるいは上下水道等の現業部分の職員が手薄になっているということも事実でございます。水道は何かこの5、6年間、専門職員を採用しながら頑張っておりまして、今のところは支障がないという状況と理解しておりますけれども、特に林につきましては、職員が退職したことによってその後専門的な山を見る木を見る専門の職員を置いていない。その木に関する職員をどのように育成していくかというのは本当に今私自信頭を悩めているところでございます。ただ、この間も北海道の職員や道の幹部職員から森林税の問題で私のところにやってまいりまして、その時にここ数年出せないだろう。森林税のことは、新しい税制度を持ってない。しかし、私のほうからは何とか北海道がイニシアチブをとりながら、森林を担当する職員を育成する。これは、私どもの総合計画にも森林後継者の育成という研修も深めていくということを経営計画に記してございますので、改めて私たちだけではなくて、北海道も含めた森林担当の職員をどうように育成していくというのは、私自信の課題というように認識しておりますので、ご理解を賜りたい。

さらにもう1点の季節労働者のつる切りも、この1、2年意欲的にやらさせていただいているところでございますけれども、これらについてもつる切りだけではなくて、森林のとりわけ町有林の管理。つい先頃も近隣の方から訓子府の町有林は素晴らしい。それは自然林と天然林というか人口林が非常によく育成されていて、これは町にとっては大変な財産になるぞというようなご指摘もいただいているところでございますから今回の生協計画に基づいて、これらについても積極的に展開していく時期に来ているのではないかなというように考えているところでございます。

なお、不足の部分につきましては、担当の者から答えてまいりますのでよろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 後段の特に季節労働者の雇用の関係なのですが、これにつきましては、非常にあの山の仕事っていうのは、季節労働者対策としては施業の時期としてかなり向いている。組みやすいということもありまして、昨年度から段階的にやらせていただいているということもあります。

それと新エネルギーの関係で若干勉強会や審議会をやっているのですが、その中でもかなり森林のバイオマス関連でも、例えば、うちで民有林で出てくる木のエネルギーだけで1500世帯位の灯油換算で対応できるというような^{ひそん}賦存量の調査も出てきてますので、そこら辺何かも将来的にはうまく集めていく作業とか、そういったものでも訓子府町として、どうにかできないかというようなことも、ちょっと長いスパンにもなりますけれども、そんなことも考えていきたいなというように思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 最後のほうになるのですが、この森林の活用というか町有林をどう見ていくかということからいけば、例えば下川町の話もまたすることになりますけれども、やはり単に山を見て木だけとして見るではないということ。やはりそういう発想というのは非常に大切になってくるのかと思っております。下川町は山の中で森林、町有林も含めてその中できちんとしたソフト事業というものに取り組んでいるわけなのです。その大きな設備投資だとか。当然、下川町あたりは大きいですから、山の面積等々も含めて大きいですから、一定の山の木を有効に使うというために、いろんな森林組合が中心となっても木工所が稼働されて、そこで無駄なくということに主にして、そこをやっているのですが、それ以外にやはりソフトの部分、今多くの人たちが求めている特に、都会の人たちが求めている森林浴も含めて、健康という問題、教育という問題、そこら辺うまく森林が合体するというのか。その中に森林の果たす役割がきちんとあるのだと。それをどうやって、できるだけお金をかけないで、あるいはそのかけた分きちんと戻ってくるような仕組みで管理するかということにやはり着眼点としてあり、そういうものをやはり、ぜひそういうことは訓子府でも、もしかしたら大きなお金もかけないで、できることとしてあるのではないのか。その受け皿として、どうするのかというのが非常に大きな問題として、これから出てくるのですが、決して受け皿としても訓子府にないことはないということはあるかと思うのです。そういう面で、ぜひ再度その森林の活用について、具体的に来年度以降についてやっていきます。やっていけるかどうか。これについて、町長の考え方、最後にお聞きしておきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 傍聴の方もたくさん来ていますから大変辛い。職員に名前挙げらせてもらいますけども、植田の父さんところに習いに行かせたり、実はそんなところから今始めているのです。だから、一觴一詠^{いっしょういちえい}にして職員がスペシャリストとして育つというようには私自身は思っていませんし、ただ考え方としては、森をどう見ていくのか、木を生きたものとしてどうとらえていくのか、それを社会教育課程の子ども自然教室等のサイクリングのコースに町有林に行ったり、教職員が親睦会で枝払い、親睦会で全職員で行ったりとか、そういった広い範囲の中での森林の活用ということも当然考えていかなければならないというようにして、これはちょっと今すぐ何を約束できるかと言われたら、「もうちょ

っと待ってください」と言わざるを得ない状況でございますけども、そういうようにしていきたい。

そしてまた、ある意味では森林を持っている方を勇気づけるためにも、カラマツ材を活用した公共施設が必要なときには、地元の町有林何かの材料も活用したような、そういう施設も将来的には、考えていかなければならないのではないかと、いろんな夢を思いながら今日の業務に職員と相談しながら進めていかなければならないと感じているところでございます。当然、保健師を中心にしながら、また住民の有志のボランティアの方を中心にしながら、歩くコースを今町内の選考の中でいろいろ検討して町内の皆さんが、車であるいは自転車、歩いたりして、ここのコースをあそこのコースをとということで今、吟味をして、何歩歩いて何カロリーということも含めた健康の中に自然とかあるいは森林の環境の中に町民の一人ひとりが入っていくような施策も今検討している状況でございますので、広く議員の指摘のことを参考にしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） これで、私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午後2時5分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 5分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、河端芳恵君の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 4番、河端です。一般質問通告書に従いまして、大きく2点町長に質問いたします。

始めに、財政健全化戦略プランを来年度予算にどう反映するのか伺います。厳しい行財政運営が続く中、町の生き残りをかけて財政健全化戦略プランを策定して、町内各地で説明会を行ってきましたが、町民の参加数も少なく、その内容が理解されているとは言えないと思います。いろいろな懇談会・説明会などで出されている町民の声は、非常厳しいものがあります。平成21年度予算の編成に当たって、どのように考えているのか伺います。

1、各課から出された削減目標の設定に際しては、横の連携がとれているのですか。各委員会・審議会のあり方や報酬・旅費などの協議がなされていますか。

2、補助金・奨励金などを交付している団体への説明は終了していますか。

また、今後どのように進めて理解を得ますか。条例の改正などが必要な場合もあると思いますが、整理は進んでいますか。

3、収入増を目指す策として、町民の負担を重くする使用料・手数料の値上げが目立ちます。その反面では、町税・国保税・使用料などの滞納額が多く、不納欠損額が増えているものもあります。町民からは不公平であるとの声があがっています。平成19年度決算では、町税約590万円、国保税約660万円、使用料約55万円が不納欠損となってい

ます。収入未済額も、町税約2,280万円、使用料約290万円、国保税約3,200万円となっていますが、徴収の方策をどのように考えているのか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、財政健全化戦略プランを平成21年度年度予算へ反映するための考え方につきまして、3点にわたってのお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

1点目と2点目で、削減目標の設定に際しての部門間の連携とプランの具体化に向けた取り組みなどについてのお尋ねがありましたが、戦略プランにつきましては、5月以降策定作業に着手し、9月に入って、行政改革推進本部会議と係長職等を対象とした庁内会議を開催し、原案の全体調整と内容の確認を行うなど横の連携を十分図りながら、策定作業を進めてきたところです。

また、これらの会議等を踏まえて、各所管課が中心となり、健全化項目を来年度予算へ反映するため、個別折衝や事前協議などの具体的な作業に着手いたしましたところでございます。

各種委員、審議会関連や補助奨励費関連の見直しにつきましても、関係者や団体等との折衝や事前協議を行いながら予算編成にあたっているところでございます。

条例等の改正に関しましては、今回の議会で、使用料及び手数料の見直しに伴う関連条例の改正を提案しておりますが、報酬支給基準の見直しなどに伴う条例につきましては、明年の第1回定例議会でご提案させていただく予定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、この戦略プランにつきましては、集中対策期間を設け、可能な限り平成21年度予算に健全化項目を反映したいと考えておりますが、機械的に実施するのではなく、あくまでも町民の福祉の維持向上などに配慮しながら、予算に反映してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、3点目の税や各種料金の徴収対策についてでありますけれども、議員がご指摘のとおり、平成19年度の不納欠損金は非常に大きな金額になっております。内容としましては、高額滞納者で町外へ転出され、居所が不明となった人や連絡が取れない状況にある人の時効消滅若しくは、滞納停止処分をしていた分の期限が到来したためとなっております。今後の収入未済額の対応策としましては、平成4年4月に定めております町税の徴収向上対策要綱に基づきまして、電話催告、あるいは戸別訪問、滞納処分などの具体的な方策を進めていくほか、近隣市町の徴収対策などの事例も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

さらに、昨年度から北見道税事務所との連携によりまして、直接徴収を委託し、昨年度で8件、本年度で10件、共同催告は61件を実施したところでございます。

また、北海道内の5つの地域で一部事務組合を設置して、広域で徴収事務を行っている事例がありまして、収納率の向上が見られていることから、網走支庁管内においても網走支庁及び北見道税事務所が中心となって設置について、検討が進められており、その推移をみながら、本町も積極的な対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 委員会、審議会は20以上あると思います。今の説明でこれから検討、各委員会によって報酬金額も違いますし、その内容と行われる頻度も違いますし、それは一概には言えないとは思いますが、やはりきちんと説明をして、例えば旅費は共通しておりますので旅費の部分は共通で整理をするとか、できるところから整理してあたっていただきたいと思います。補助金の補助奨励事業のことですが、これは今までの長い経過がありまして、今見直し案を提示された側といろいろな事前協議がなされているとは思いますが、でも、きちんと経過と状況を説明して理解を得ていただけるようにしていただきたいと思います。それと、財政健全化戦略プランの中で赤い紙の中で、例えば補助奨励費についての見直しについてなのですが、例えばその補助を奨励先とあまり折衝がうまくいかなかった。そういう場合です。町民も参加するこれはそういう過少ですが、補助金検討委員会などの設置も検討されているということですが、やはりきちんとお互いに合意をしてなされれば問題がないのですが、その過程というのが難しいとは思いますが。また、その補助奨励費というのは、かなり金額的にも多いですしいろんな団体にまだがっております。産業から福祉にあらゆる分野にわたっております。この検討をやはり合意を得るためにどういうように進めていくのかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 委員会、審議会等の旅費は、一定の考え方に基づいて実施しなければなりませんので、これは共通して、例えば今最近見直した点でいいますと、2時間を超えるものについてあるいは、その前のものについての報酬を下げたりとかいろんな統一的な対応が必要になって参りますので、その点などを考慮しながら、3月の予算議会において、条例改正も含めて提案をさせていただくという考え方でございます。

例えば、住宅入居選考委員会は大変頻度の多い会議でございます。町営住宅への入居についての審査を行う会議。そこでも、委員さんの報酬等が出るわけです。これは全廃して欲しいという意見も例えばございました。こういう時期だからお金はもういらぬ。しかし、これは例えば旅費、報酬等を全くゼロにしてしまいますと途中の会議の往復の中で事故を起こされたときに、公務災害扱いにはならないという問題がございますから、ちょっとご理解くださいということで検討させていただくということも含めて今やっている所でございますけれども、それは全体的に見直しながら、各委員さんやあるいはその報酬、あるいは旅費等の統一した提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、特に補助奨励費でございます。例えば検討委員会を設けるのかという、設けてないのかということでございました。私がこの中で検討した時には、補助金の考え方は基本的には事業補助、飲み食いとかあるいは運営補助では本来ではない。目的補助金でございますから永久的なものではない。ですから、この補助金そのものは本来的には目的を達成したときには一度やめて、そして新たなものというのが基本的な私は考え方ではないのか。

それから、教育に関する補助金等につきましては、憲法上の定めがございまして、不当な支払い等々がございまして、教育事業に対して補助を町長部局で人件費等々について行うことに対する疑義もあつたりするという意味では、大変難しい解釈が一方ではございます。ですからまずは原則的には、この2、3年の間に補助金を半分にさせていただく。原則的にはです。その際に、本来の補助金を検討する機関として住民代表の検討委員会を

設けるというように私どもではちょっと議論を詰めた経緯がございますので、そういうことでの、このピンクの中に書いていることでご理解をいただきたい。

それから、私の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、これは機械的にやることは当然できません。懇談会でもお話をさせていただきましたけれども、例えばこれだけ酪農行政が厳しい。そして、乳価等々で問題で全国的な問題があって、本町の酪農家の方にとっても大変厳しい状況の中で、それでは、一律に補助金カットという議論にはならない。これはやっぱり政策的にきちんと加味しなければならないというのが1点目であります。

もう1点は、例えば補助金の中には、人を抱えているという問題もございます。社会福祉協議会でございます。例えば酪農家向けで言ったら、乳検なんかの職員の皆さんの給料を抱えているという。ある意味では補助しているということもございますから、こういう厳しい状況の中で、一律に補助金を削減するということにはなりません。

それからさらには、例えば町内会長、実践会長の中でも、全ての世帯に現在1戸当たり1,200円の補助をしている訳です。それは、例えば半額するということでは、なかなか高齢が目立っている中で急速に町内会あるいは実践会に対する補助というのは時間をおく必要があるのではないのかというご意見も町内会の三役さんからもいただいているところでございますし、それら等も十分加味しながら最終的には3月議会に提案をさせていただくということで、話し合いあるいは検討しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 今定例会で使用料、利用料です。利用料の値上げ、水道の値上げが提案されております。厳しい情勢は分かります。今回、使用料の値上げ、葬斎場それと住民交付手数料、住民税などの交付手数料で約100万の増収があるということですが、やはり先ほど申しましたように、利用料値上げだけでなくやはり税込、税金の不能欠損がでないような対策というのが大変重要だと思います。病気や失業や倒産など滞納されている方にはそれぞれの事情があり、払いたくても払えないという事情はよく承知しております。サラ金のように非常な取り立てをする。すれと言っている訳ではありません。町税の徴収向上対策実施要項が平成4年に施行されて、それに基づいて行われているということですが、16年経ち世の状況もだいぶ変わってきております。今具体的に道のほうに一部移管して徴収していただくとか、一部事務組合的なことも考えているというようなこともありましたので、また、今実際には町民から徴収にあたっていると思いますが、ご苦労は大変だと思いますが、やはり滞納されている方それぞれいろいろな事情があると思います。例えばどうしてもこういう課税は前年度の収入で課税されるものですから、前年度高収入があっても失業なり病気なり、かなり状況が変わって払えないというケースもあると思います。それぞれ個別の対応が必要だと思いますが、横の課と連絡を取り合って具体的に相談に乗って対策を講じていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員のご指摘のとおりでございますので、これは決算審査特別委員会あるいは監査委員さんからも「不能欠損を少なく、そして徴収を上げなさい」ということは、毎年のようにご指摘をいただいて、その担当職員は大変な努力をしながら、事務を進めているところでございます。これはそれをご理解の上で議員はご質問いただい

るというように私どもは理解しておりますので、併せて1、2、説明をさせていただきます。

まず、徴収料の値上げ、使用料等の値上げでございます。手数料で約67万円。葬斎場の使用料で31万円。年間約100万円の増を見ているところでございます。これは、先ほど説明した森谷業務監の方からも申しましたように、可能な限り住民生活に支障のないものに限って、使用料の値上げをさせていただくということに配慮させていただきましたし、それから、葬斎場の使用料につきましても、せめてご遺体を焼却をする実費の熱源ほどの負担をお願いしたいということのぎりぎりのところでの私どもは吟味をさせていただいたことでございます。そのことによって収入増が年間で2つ合わせて100万円ということで、ご理解を願いたいと。

さらには、上下水道料につきましても、これも全員協議会でお話をさせていただきました。私どもの町は大変美味しい水を飲ませていただいております。しかし、水源が6つ7つ8つほどございまして、大谷を中心にしながら、あちこちに水源地がございまして、その施設整備に相当のお金をかけて、水道会計だけでも10億円以上の借金を抱えてございます。さらに、今後は水質の維持等も含めていくと設備投資はかかりますし、それらが現時点で水道会計を圧迫している。今なお6%以上の利子を払っているということが、水道会計に大変苦しい状況ですから、これは国の許可が出たということもありまして、低利の代替といいましょうか。借換債を起こして、そして利子の負担を少なくしていく。そのことによって水道料金あるいは下水道料金を会計の健全にもっていきたい。そのために国は使用料、水道料や下水道使用料の値上げを検討しなさいというご指示をいただいていることでございますので、これも大変またご負担を願うということで、1年間に訓子府町全体として約1年間に水道料が470万円ほどの増になるということでございます。このことが高いか安いのか。本当にぎりぎりの生活をされている方にとりましては、全体で470万円が、あるいは負担だと思えますけれども、今回はこういう提案をさせていただいたことをご理解を賜りたいと思います。

さて質問の本旨でございます。不能欠損でございます。これにつきましても、議員ご指摘のとおり、私どもは関係課の、町民課、福祉課、あるいは建設課、水道課の職員で情報を共有するというのを1つ。

そして、徴収にあたっては税職員をもちろん中心にしながら、他の人が税のことを話すことにつきましてはできませんので、税の職員を中心にしながら税の徴収の際には、事情を説明してお支払いいただくように、もちろんそれぞれの担当課の職員も訪問したり、電話をかけたりして、お願いをしているということでございますから、今後もさらに継続して進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ1点だけご理解願わなければならないんですけれども、不能欠損というのは職員がいたずらにといいましょうか怠慢で徴収してないということではないということをご理解いただきたい。本当に私もその審査会にも出席していきますけれども、それぞれの一人ひとりの家庭の事情を議論し、高校生以下の子どもを持っている人については、例えば国民健康保険税については、保険証を取り上げたりするようなことは絶対にしてはいけません。こういうことをまず確認し合うと同時に税の公平性からいっても可能な限り、不納され払っていない方についてはいただくということですが、しかし不納欠損を起こしてい

る人は、残念ながら町から姿を消したり、どこへ行ったか分からない。あるいは今いろんな事情で現在地に居れない等々の滞納が非常に累積しているということが特徴的でございますので、その点でいいますと不納者といいたいでしょうか。不納欠損の金額というのは大きくなってきておりますけれども、実際には不明な方たちで期限が過ぎて、そしてその金額が膨らんでいるという事情があるということを一方ではご理解賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 今、国保税のことが出ましたので、国保に関連してお伺いいたします。訓子府では、資格証をできるだけ発行しないように努めているということです。それで国保税もあの私も大きな病院にかかって医療給付を受けたものですから責任も感じておりますが、年々医療給付額が伸び国保税も赤字で、一般会計からの繰り入れも多くなって、このままでは立ちいかないという話もあります。やはりそういう情報をただ値上げするというだけでなく、今こういう状況、町からいろいろなお知らせが入ってくるのですが、やはり分かりづらい面があります。例えば、国保税はこれだけ税としていただいているが、給付でこれだけ年間赤字です。一般会計から繰り入れしています。上下水道料もそういうようになっています。というようなことを分かりやすく町民の方にお知らせすることも必要ではないかと思えます。これからますます財政健全化プランの実施に至ります過程で、町民の理解を得なければならぬ場面が多々出てくると思えますので、その辺町民にはっきり分かりやすい情報を提供していただきたいと思えます。町民に周知の方法を今までより分かりやすくしていただくようなことで考えていただきたいと思えます。町長。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 基本的にはもう情報につきましては、個人のプライバシーを除いては隠さないで、そしてあるとあらゆる機会に私自身ももう例えば国保税でいいますと、国民健康保険税はもう来年度の21年度には3,000万円の赤字になります。それは国民健康保険税を値上げするのか。一般会計からもっていくのかということも含めて、例えばそれは町民の皆さんにも、もちろんですけども議員の皆様やあるとあらゆる機会に私はもう私は走る情報公開と自ら自負して、私自身も口に出しているようにしていますし、そしてまた、職員もできるだけ地域に出向いてそういう話をさせていただく、それからもちろん広報でも出させていただく。これはちょっと限られてしまいますけれども、もうそろそろ訓子府町のホームページか何かにもやっぱり載せながら、情報を開いていくとか広報公聴もいろいろ工夫してかなければならないというように考えておりますけれども、これもいろいろ限界もありますけれども努力をしてまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 削減することと値上げすることばかりで何か暗くなりますが、その中でも次世代を担う子どもたちの育成、子育て支援、高齢者対策は、今後とも一層充実させていただきたいと思えます。特に、乳幼児医療費の助成制度が今は小学6年生までであり、通院助成は満6歳以上が対象外であり、入院と訪問看護のみになっておりますが、せめて小学校、義務教育が終わるまで通院も助成する。それから、給食費、保育料などはできるだけ値上げをしないで欲しい。そういう政策をとっていただきたい。まず、安心して子どもを産んで育てられ、年をとっても、障がいをもって、安心して暮らせるまち訓

子府というまちづくりを目指して、町がこれだけ頑張っているのだから、町民の皆さんも一緒に頑張って欲しいという熱い思いを町長がリーダーとなり、町職員一丸となって不転の決意を持って行って欲しいと思います。

町長の決意を伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 何か一般質問には無い項目ですから、東京の日の出町というまちがございます。ここでは、新しい総合スーパーができたことによって、固定資産税分のおよそ数億円の金額を75歳以上の医療費を無料にするという政策を全国で初めて出しました。これは、かつては岩手県の沢内村が同じような政策を発表した記憶がございますし、管内においても小学生、中学生の入院費あるいは医療費を無料にするというところがぼちぼちと出てきているところでございます。同時に興部町の裕町長がテレビに出て町民の1世帯当たり1万円ずつの生活資金の給付金を出すという政策を発表しました。私は、悔しくて悔しくてたまりません。本当のこと言うと率先してやりたい。しかし、今、財政戦略プランを皆さん方に提案している立場として、そういう表の政策を今、本当に出すのが本当に必要なのだろうかということも熟慮しながら、まずはこの戦略プランのご理解を皆さま方をお願いをしています。それは、訓子府のまちが夕張と同じように破綻をさせてはならないという私自身のまず第一義的な決意でございます。そう遠くない時期に今、河端議員がおっしゃるとおり、町長としての町民福祉の向上に対する、より意欲的な政策を打ち出す日を必ず創っていかねばならないというように、私は悔しさと一方ではそういう決意に燃えておりますので、ここは今すぐやるとかということはお約束できませんけれども、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 次に、銀河線跡地利用状況と今後の進め方について伺います。

銀河線が廃止になり、早いもので2年8ヶ月が経過しました。銀河線跡地利用の現在の状況は、どのように進んでいますか。

1、幸町線の道路整備実測線調査の測量は済んでいます、今後どのように進めていきますか。

2、通学定期の差額補助は、いつまでを目途に行いますか。

これは、先ほど行政報告の中で説明ありましたので、これはよろしいです。

3、交通安全面から、道道と南12線が交差する西富の跨線橋の撤去整備を、道に要望すべきではありませんか。

私もよく通りますが、坂になっており見通しが悪くとても危険です。

以上、町長に伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、ふるさと銀河線の跡地利用と今後の進め方について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「幸町線の今後の進め方について」でございます。駅構内を縦断する計画の幸町線につきましては、本年度の事業として線形調査を含めた実測線の調査を行ったところでございます。その結果、バスの乗り入れスペースの確保や避難場所等の代替地の確保についての課題にも十分対応できるという判断をしたところでございます。

この道路整備につきましては、本年3月の第1回定例議会における川村議員の質問に対する回答でも触れさせていただいたとおり、鉄道で分断されている市街地形成を一体化して均衡ある市街地整備を図る上で重要な路線であると考えておりますので、可能な限り早期に整備をしたいと考えております。しかし、この区域につきましては、平成6年度に整備した銀河公園、そして、平成12年度に整備した農業交流センターの駐車場内を縦断する関係から、国庫補助金の返還が生じないような整備手法が必要になることから、現時点では、平成23年度以降の整備と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。この道路整備と合わせて駅構内の利用計画案をまとめて、まちづくり委員会や町内会長会議等を通じ広くご意見をいただくことを予定しておりますので、この点につきましても、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の、「通学定期の差額補助」につきましては、省略させていただきます。

3点目の、「西富の跨線橋の撤去整備について」でありますけれども、この件につきましては、平成19年度から、北海道網走土木現業所に対し、要請活動を現在も行っているところでございます。議員ご指摘のとおり南12線道路との交差点付近が大変危険な状況にあるという認識は私どももいたしております、要請活動を行っておりますけれども道道北見置戸線につきましては、現在日出地区が整備中でありまして、若富地区の整備要望も出しております。これらに加え、近年の北海道自体の大変厳しい財政状況などを考えますと中々見通しの立たない状況にあるといえますけれども、今後も引き続き、早期撤去・整備に向けた要請活動を続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 幸町線の道路整備については当初案が出された中では、南12線から駅構内、ロータリーを迂回するようなルートで測量されていたのかと思いますが、JAがあそこの土地を売却希望しないとか、いろいろ事情も変わったと伺います。基本的な道路の取り付けは当初計画のとおりなのか。一部変更があるのか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 東町線につきましては、南北に縦断する。そして、幸町線につきましては、南北に縦断して、南12線の橋のところにつけていくという。その計画、そして駅のロータリーを活用し、その辺を整備するという基本設計的なレイアウトは何案かいただきながら、内部的な検討を進めているところでございます。現時点ではそのJAの持っている。JA自身が線路用地を購入するとかしないとか。それから駐車場のロータリー部分の駐車場がございまして、西側部分の土地、用地等の具体的な話はまだ前に進めておりませんので、あくまでも計画の段階だということで、今、議員がご指摘の点について、具体的な話しは、まだできる状態では、ございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会が今年の12月に開かれて、それから開かれておりませんが、例えばいろいろな情勢の変化があったり、それからいろいろな説明も必要だと思います。これから今、最初のルートのままかそれから何点か変更案もあるとしたら、最終的にはどのようにして、それを決定されるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今、幸町線の道路の延長につきまして、跡地利用等検討協議会のお話も出ました。それで基本的に跡地利用検討協議会の中で意見集約させていただきました。幸町橋ですか。あそこの橋のところから駅の横を通って、道道訓子府停車場線に出る部分についての基本的な考え方については、現時点の変更はございません。考え方としては、変わっていないということであります。

冒頭、町長からの回答でも触れましたけれども、現在、道路の線形調査が終わりましたので、それと合わせて駅の構内の将来的な利用を含めた青写真的なものを今、作成作業をしている段階でございます。それが一定程度まとまりましたら、ただいま設置しておりますまちづくり委員会ですとか、あるいは町内会長会議だとかそういったところにいろいろお示しをして、ご意見を聞きながら今後の方針を決めていきたいということであります。跡地利用検討協議会につきましては、一定程度幸町線の延長が必要だということで意見集約をいただいておりますので、さらなる今回の決めたことに対する諮問というか意見を聞く場というのは今のところちょっと考えてございません。できればそれに代わる組織として、まちづくり委員会等もできましたので、そちらのほうを活用させていただければというように思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 西富の跨線橋の件につきまして、ここで今私がお話したのは、やはりこれから測量して個別に売買などの作業へ入るかとは思いますが、その中で、やはりこの部分は将来の道路整備を見越してきちんと確保しておく。そういう手立ても必要と思っております。今お話を伺いました。現状では今、日出地区と若富の道道整備がありますので、すぐには無理だとは思いますが、やはり将来的に十分な道路整備の用地を確保しておくべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、南12線と道道北見置戸線の交差点の跨線橋の撤去に伴うご質問として、将来撤去したらその用地も含めたところを残すことも検討してはどうかというご質問でございますが、これにつきましては、土木現業所と将来もし撤去したらということで、それについての協議はさせていただいております。将来的なことです。どのような正確な用地というのはちょっと把握は難しいかもしれませんが、現段階で分かる範囲で用地の設定を考えて、それを含めて用地は残すようなことで進めたいと思っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 私が言ったのは、これから測量して分筆したりして希望者に売買だとかそういうことが予定されていると思っておりますので、あらかじめこの部分は売買などの対象から除外をして確保をしておくべきではないかということでお話しました。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、跨線橋のところの用地の関係ですけれども、議員のおっしゃるとおり、当然そういった用地は将来必要になることがはっきりしていますから隣接者への売却にあたりましては、その部分を除いて売却する方向で今いろいろ調整している段階でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 以上で、私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、午後3時まで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時 2分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、一般質問の前に入ります前に、河端議員の一般質問に対して答弁の訂正がございますので、発言を許したいと思います。

町長。

町長（菊池一春君） 議長のお許しをいただきましたので、私の答弁の一部の訂正をさせていただきます。答弁中に焼却炉の遺体の焼却炉のことで、死体の焼却という大変不見識な表現をしたようでございます。改めて、これは火葬でございますので訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

議長（橋本憲治君） 次に、3番、上原豊茂君の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 議長のお許しをいただきましたので、3番、上原豊茂の一般質問を始めたいと思います。先に通告しております内容について、順次進めてまいりたいと思います。

1点目は、元気のでるまちづくり政策についてであります。

世界的な政治経済混乱の中で、日本政治の混迷と経済の停滞は地方自治に大きな打撃を与え、生活弱者施策の縮小や若者の明日への夢や希望さえも失わせている状況にあります。これらに係る課題は多岐にわたると思いますが、今回は町民の元気の源は町の基幹産業である農業の元気にあると考え、農業への具体的な施策等について取り上げることといたしました。

国際的競争力を高めることを掲げた日本の農業政策は、工業の海外進出発展の見返りとして、食料の輸入拡大をする政策以外の何ものでもないとは私は受け止めております。食料不足の対策として国内自給率50%を10年後達成として、農林水産大臣が食料自給率公定表を示し、食料農業農村基本計画を検討するとしております。私は机上政策で成果が出るとは考えておりません。農業は同じ条件下での再生産は有り得ません。動物も土も生きものであり、自然は日々変化しております。長い歴史の中で培われた農民の生産技量と科学の力が融合したとき初めて成果が生まれるものと確信しております。訓子府町では、先人の努力もあり、多種多様な経営形態があります。中には特色ある作物の歴史もあります。昨今は効率化のため専門的経営が最良とされています。国の政策等により、極めて不安定で危険な経営形態となっているのも実感として感じているところであります。農業の根本的なところの見直し、補完作目の取り込み等により、足腰の強い農業経営の確立のために、町として、その力となる施策を示す必要があると考えております。

また、若者・後継者が「いつまで自分たちが農業を続けられるのか」などと悲観的な言

葉が出ないように、若者の農業経営に対する視野拡大など自己研鑽の機会を確保する施策の必要性を含めた次の点について町長の考えを伺いたいと思います。

1点目は、当町は近隣でも農業後継者の就農率が極めて高いわけですが、後継者の安定的就農の定着に向けた施策について、どう考えておられるのか。

2点目は、品目横断的経営安定対策・生産調整等、国の農業政策と生産資材・飼料等の高騰による当町農業への影響をどのように認識され、その対応をどのように考えているのか伺いたい。

3点目、安定した農業経営を確立するためには、町としての地域農業政策を明示すると共に、情報提供や政治的な運動を含めた支援が必要と思うが、その点についての考えを伺いたい。

4点目、町の農業者の声を受け止め政策提言をする機関として、農業委員会を位置付けるべきと思いますが、その考え方について伺いたいと思います。

以上について、町長の考えを伺いたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 本町の「元気の源」であります基幹産業、農業の具体的施策についてのご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目の「後継者の安定的就農・定着に向けた施策」に関するお尋ねでございます。1つには後継者対策と位置付けている事業として、就農直後の社会教育を中心として実施している4Hクラブや訓子府町青年団体連絡協議会による研鑽活動や同世代の横の連携、その後の世代対策として、町と農協で補助奨励している各種研修会・先進地研修等への参加による技術力の向上などの対策が挙げられますが、それにもまして重要なことは個々の経営基盤の安定であり、現在実施している農業関連施策や災害等への適切な対応、あるいは町営住宅へ入居できる環境整備、これら等々につきましても、引き続き進めていく必要があると認識いたしているところでございます。

2点目の「国の農業政策と生産資材等高騰の本町農業への影響と対応」に関するお尋ねですが、国の農業政策による影響につきましては、反収や作付面積の変動など比較対照が変化することから、町として具体的に言及できませんけれども、特に畑作専業農家において影響が大きいということを知っているところでございます。各種生産資材につきましては、原油高の影響からほとんどの価格が上昇し、特に肥料につきましては、前年と比較し6割程度上昇しており、単純平均にしても1戸当たり130万円以上の負担増と厳しい状況となっております。国としても500億円規模の対策を実施することとしておりますし、町としても土壌分析に基づく適正施肥を推進するため北見市、置戸町と連携し土壌分析機器への助成について、本議会におきまして補正予算を提案しておりますので、この点につきましても、よろしく願いいたします。

飼料価格については平成19年に大きく高騰し、1戸平均の飼料代が平成18年と比較し、約200万円増加しております。今年度はさらに1割程度増加し、また、肥料価格も高騰したため、経営費は大幅に上昇しておりますが、乳価の引き上げと搾乳制限の撤廃により持ち直しつつあるといわれておりますけれども、町としても引き続き、酪農ヘルパー事業などの酪農関連施策や牧場を含めた飼料基盤の整備等について、今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の「町としての農業施策の明示と情報提供等を含めた支援」に関するお尋ねでございますけれども、町としての農業施策については、総合計画を含め各種計画に示すとともに、年次ごとに見直しをしながら具体的に実施していく考えでございます。国際的な農業情勢や国の農業政策等の情報提供につきましては、大きな施策が打ち出されるたびにJ A、普及センター、農業委員会と連携し対応しており、例えば今回の500億円規模の資材高騰対策についても、今後説明会を開催していく予定でございます。

また、網走管内の開発期成会や管内町村会などを通じた北海道や国、あるいは政治団体等を含めた関係機関に対して、要請活動を行っているところでございますし、今後も引き続き対応していく考えでございます。

4点目の「政策提言機関としての農業委員会の位置付け」に関するお尋ねでございますけれども、農業委員会に関する法律で「区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することができる。」と法的にも位置付けられております。今後とも農業委員会と連携をして、農業者の声を受け止め施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 1点目の件でありますけれども、基本的には今までどおりそれぞれの青年活動、また、横の連携研修等々含めた今までどおりの対策を打っていくというように私は受け止めました。それで、後継者の就農の実態でありますけれども、平成18年、19年、20年と新規就農者15名、12名、12名という推移になっておりますし、その中で新規学卒、要するに、学校を終えたばかりで就農するという後継者が、隔年、3年間通して5名ということになっておりますし、また、ほかの職業に就いてUターンという形で就農される方が18年は10名、19年が7名、20年も7名という形になっております。これらを見ますと非常に、喜ばしいことなのか不安を持つべきことなのか迷うところでありますけれども、強いて言えば、訓子府の農業がほかの地域等々から比べますと極めて安定した生産を行い、経営もそこその状況にあるという判断がここから読み取れるのではないかとこのように思っております。しかしながら、今の農業情勢を顧みますと、非常に先ほども申し上げましたように、国の政策も含めて、また、経済の変動とも含めて不安定な状況と言いますか、先の見えない状態におかれているという点からしますと、さらにこの後、他産業の落ち込み等からUターン後継者が増えるのではないかとこのように私は察するところであります。そういう点を考えますと、新規就農でもいろんな形がある。一定の年齢を経て就農される方。また、たまたま学校が終わってすぐ入られることがあると思いますけれども、いずれにしても彼らに対する見方というのは、同じスタートという形で見ていく訳であります。しかし、就農する側にすると年齢の差ですとかいろんな条件が違う。妻帯者であるとか子供がいるとかいろいろ違って来る。しかしながら、同じレベルで見られるということは非常に厳しいものがあるのではないのかというように思うわけです。そういう意味で、ここで私が提案したいのは、それぞれの状況に応じてどういう学習の場と言いますか。研修と言いますか。彼らがいち早く経営者としての力をつける。そういう条件整備をしてやれるのかということが問われてくるのではないかとこのように思います。そういう意味において、しっかりとした行政としての対策をうつ必要があるというように思いますけれども、この件についての考え方があればお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 後でまた出てくるかと思えますけれども、訓子府町の農業施策に対する考え方、今後の進め方等々でございませうけれども、いずれにしましても、議員がご指摘のとおり私自身も戦後一貫して続けられてきた農業政策が、私どもの農協施策と言ったほうがいいのでしょうか。このことが安定的な経営と現状の中でも厳しい中でも非常に頑張っておられる。そうしたことが、今都市で見られているような季節労働者やあるいは一時雇用の人たちがワーキングプア等の問題で大企業等がどんどん首切りをしているという状況の中で、ふるさとにあるいは農業に改めて思いを起こして帰ってくる方、いろんな方たちが年齢を問わずいるというのは、ここ数年の状況の、今議員の数字をみてもこれは明らかでございませう。基本的には先ほども申しましたように、若年の人たちにつきましては、だいたい30歳以下の人については、4Hクラブと青年団。およそそれぞれ30名ほどの組織をもっておりますので、そこでやっています。それから、当然これは農業協同組合としてみれば、やがては青年部にとどまらず経営者としての若い人たちの力でございませうから、後継者としての教育を講習会等をやりながら実施しているという状況でございませう。しかし、議員のご指摘のとおり、これでいいのかと。かつて議員が若かりし頃あったような北見地区の農業青年講座やあるいは移動むらづくり等々のありとあらゆる状況に応じたそういうきめ細やかな研修活動も必要なのではないかとご指摘でございませう。しかし一方では、普及所や周りの状況が、そんな体制、支えられる体制あるかどうかというのが、まだ私自身も半信半疑でございませうので、改めてこれは社会教育、そしてまた農協等に対する期待は大なるものがございませうけれども、私の管轄で申しますと農林商工課と教育委員会の社会教育課に今後とも柔軟なそして現況に即した学習活動を展開できるようにあるいは後継者育成を展開できるような施策を検討していただきたいと願うところでございませうし、そのようにまた検討して、私自身も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 後継者としての資質向上については、今後さらにいろんな状況を踏まえた対策を行政として打って欲しいと思えます。しかし、後継者がさらに安定して定着して後継者として経営者として成長していくという段階の大きな課題として、どこでもありますけれども、パートナーの確保ということもあろうかと思えます。また、うちの町の実態、先般の全員協議会の中でも説明がありましたけれども、住宅事情の問題等々あります。これらについて、きちんとした対策を打っていくということが極めて重要な課題になると思えます。当然、先ほど町長も言いましたように、それなりに対応も考えているというのもよくわかります。しかし、今ここであえて言わせていただければJAの状況は極めて変わった。今やもうかつての訓子府農業協同組合、そのレベルではないということでもあります。地域の農業とどう密着するかというような次元で、農協運営を考えているような状況でないということを考えますと、訓子府の農業さらには後継者等がどう定着していくのかどう踏ん張って大地に根を張るのかという点からしますと、行政がどのようにそれを支えていくのかというのが問われてくるというように思えます。おそらく来年度大きく農協の支所体制が変革するということに言われております。それらをして考えますといち早く自治体として、そのフォローができるような体制づくりが必要かと思えますけれども、

それらについての考えを伺いたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 農協が広域合併をされて、きたみらい農協になって5年が経ちました。そのことの評価につきましては、私自身がいう立場ではございませんので、それは控えさせていただきますけれども、基本的に言えることは組合員である一人ひとりが農協に対して、より後継者教育が重要だという声を農協に対して組合員の皆さまがどう上げていくかということが極めて重要だというように私は考えております。しかし、行政の代表として私自身は、来週中にも西川組合長ほか幹部の皆さんが私のところに来ることになっておりますので、改めて後継者教育につきましては、きたみらい農協全体の明日の未来の農業を担う大事な部分だということで、これは農協にも私の立場からは要請し、また、お願いをしまいたいと考えているところでございます。さらに、そのことと相まって私どもの町の後継者教育を途切れなく支えていく必要があるのではないのかということでございます。これらについても、今やりますとか抽象的なことはちょっと避けたいと思っておりますけれども、いずれにしても、議員のおっしゃる意向はよく分かりますので、関係機関、農業改良普及センター、社会教育課等々の、農業委員会等も含めて、また相談をさせていただきたいと考えているところでございます。そしてまた、担い手のパートナーの確保の問題につきましては、農業委員会を中心にしながら、相談員、そして関係機関の公職者の方々の大変な努力によって、私たちは、私どもの若い者たちは結婚したりするというのも出てきてございます。さらに、非常に若者の意識が我々の時代と違ってきているという状況も先般、全道の結婚相談員会議で私は講演者として講演をさせていただきましたけれども、後継者の意識、若者の意識自体が非常に変わってきているという状況の中で農業後継者の結婚を改めてどう受け止めていくのか、それはまさに農業に関わる隣土の若者やあるいは我々も含めて意識を改革し、彼らにちょっとしたお手伝いもしながら、素晴らしい出会いの場をつくっていくことが大変なのではないかと思っておりますので、また、これにつきましてもお力添えを賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今の件につきましては、議論すればきりがないので、ぜひ手抜きをしない対策を打っていただきたいと思っております。

次の農業政策等々影響でありますけれども、町長が現状をしっかりと認識されているというように受け止めております。ここにホクレンの出した資料がございまして、生産費の動向というのがございます。18年度から20年度にかけてでありますけれども、小麦で4.3%、米も同じであります。玉ねぎで7.3%、てん菜で7.0%、生乳生産で8.9%、肉牛においては10.8%、生産費が上がっているという状況にあります。また、先ほども言いましたように、それぞれ国の政策によって、減収になる部門でいきますと、これはきたみらいが出した資料によりますけれども、従来所得比で申しますと、平成19年産で小麦で平成19年産で85.5%、てん菜で言いますと89.2%というような数字も出ております。私はここで言いたいのは、要するに生産費が上がって所得は減っている。極めてこれは留意すべき状況に追い込まれている。しっかりとこの辺を受け止めながら、先ほど言いましたように、農業後継者、私どもの農業経営者も含めて、現状を受け止めなければならないだろう。そのための行政としての使命も果たしていただきたいというよう

に思います。基本的には再生産をする。できるということが原則でありますから、その辺について、自治体としてどれだけできるのかと言われても非常に厳しいものがあるかと思えますけれども、それに向かう心意気をお聞かせいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 国の施策によりまして、受けた影響を各自治体で一方的に背負うということは、なかなかこれは非常に難しいということは、もうご指摘のとおりだと思います。私たちとしましては、いずれとしても、その数字的なものを把握した上で、後は出てきた施策をスムーズに下ろす。いわゆる、今回も特に肥料の影響が出ました。国では500億円の対応などを出していますけれども、これについてもかなり実は複雑な制度になっております。これもかなり事実的なものでいったら、新規に土壌分析をしたデータをつけなければ、なかなかもらうのは難しいというような部分もあります。この詳しい説明は来週いたしますけれども、そこら辺も含めて1市2町で土壌分析の何ていいますか能力をアップするような対策ですとか。あるいはいち早く来週説明しますけれども、そういう手続きを1月の中旬までに、おそらく手続きをしなければならぬということになっていますけれども、そういったことについて、農協さん、あるいは農業委員会、普及センターと提携しながら、着実にやってきたいというように考えております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この辺については、さまざまな動きが出てこようかと思えます。ぜひ農林商工課を中心に、情報の提供、対策、また、経営者の心構えという部分についての情報提供をお願いしておきたいと思えます。それで次の点でありますけれども、なかなか今の現状の中で、先ほども申し上げましたように、経営を安定する。しっかりと力をつけてゆくという状況が難しくつつあります。先般、JAの担当者と話をしたところ、今年度においては、どの経営形態が、ということではなくて、全般にわたって非常に厳しい状況にあるという話をしておりました。そういうところからすると基本的なものを見直していかなければならないのではないかと。要するに単純に大規模化すればいいという状況には、もう既になくなってしまったということだと思わなければならないと思います。そういう点からしますと前段で申し上げましたように、うちの町はたまたま当時の訓子府農業協同組合当時の職員のいろんな努力もあったり、生産者の努力もあり、さまざまな技術習得の中で作物を拡大をしていったという実態がございます。もちろん今いいますとメロンですとか、芋、玉の有機栽培といいですか。特裁の関係ですとか施設園芸等また高級菜戸がありますけれども、それらも含め、しっかりとさらにその辺に重点を置いた経営の体制換え、組み換えというのを考えなければならない時期になっているのではないかと。さういいます。ここで、訓子府では今は影を潜めてしまっておりますけれども、100年といいですか。実際には90年ですか。90年の歴史を持つ薬草生産というのがあります。話を伺いましたところ、今、中国産から国産に切り替える。安全性という問題から、そういう動きが活発になってきている。生産組織の代表者の話によりますと、生産量の安定確保をして欲しい。それと見合の価格計上するという話になっているということであり、一時は最盛期300ヘクタールも作付があったと記されてあります。非常に投機的な作物であり、それをもって一喜一憂したということも歴史的にはございますけれども、今やこれらの作物をしっかりと根付かせていくということも必要でないかというように考

えますけれども、それらについても考え方を伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 薬草につきましては、もう大正7年ですか、7年から作付が始まりまして、もうかなりの90年以上の歴史があるということで、組織化されてもう30年の記念式典はもう終わったというように認識しております。それで一時は300町以上あって、私が役場に入ったころも100町近くあった時代かなと思っています。それで、薬草につきましてはかなり外的な要因で特に、平成に入りましてから、輸入産の影響で平成11年でしたか、全くセンキュウの作付が中止に追い込まれるとか、かなり不安定な作付が続いていたという実態もございます。確かにこの頃は安全性というのもあるし、こないだは多分オリンピック前に起きた地震の影響もかなりあると思うのです。そういった面で、かなり薬草の需要というのは一時的には伸びていますけれども、なかなか安定し伸びてこないというようなことも思っていますし、これは今までの歴史からいって平成になってからかなり乱高下した経過もあります。ここに薬草のマイスターの議員さんもおりますけれども、よくご存知だと思いますけれども、そこら辺でかなりそれに特化した対策を打つというのはどうなのか。ただ、施設整備自体は既に終わっていますので、そこら辺は状況を見ながら実施していく必要があるのか。かつては11年に薬草の生産を一時止めたときも町と農協で育苗の助成をして、ずっと3年間ほど確か維持していったという経過もありますので、そこら辺の対策はやった経過もございます。今後もその動き見ながら、その薬草の振興ということに対しては考えていきたいというようには思っています。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この作物に特化してということではなくして、これら特徴のある作物をどう根付かせるのか。また、それらの作物を根付かせるための政策としてどのように動けるのかということをしっかり見極めていただきたい。情報提供していただきたいということであります。おそらく自治体といいますか。行政が力を貸さなければ、今や先ほども申しましたように、この作物に対しても支所に任せる。お任せという状況であると伺っております。さらに言わせてもらえれば、支所体制も遠隔。要するに支所体制をなくするということを明言しておりますので、これらについてしっかりと状況を受け止めながら対応をしていく必要があるだろう。これは薬草を取り上げましたけれども、薬草のみならず、他の作物ですとか生産体制についてもぜひ情報の提供または政治的にいろんなメリットのある政策を持ち込めるということがあればそれらも検討していただきたいというように考えるところであります。それと、時間が押しておりますので4番目の件でありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、「JAの体制が非常に変化してしまったと言いますか、変化していくという点からしますといつもこういう質問をしますと「JAと相談して」という回答しか返ってこなかったわけでありまして、今やもうそれがなくなるだろう。そういう発言すらここでは聞けなくなるだろうというように感じているところであります。そのくらい状況の変化があるというところであります。ぜひそういう意味では、この地域のこの自治体の住民であります農民の声をしっかりと受け止める機関が行政として窓口をつくる。外に向かって農家に向かってアピールできる体制をとることが大切かと思っておりますし、そしてさらにそれが実働するという体制づくり、そこに努力をしていかなければならないというように思いますけれども、それら先の件も含めて、誰か考えが

あればお聞かせいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の質問にちょっと答弁すると長くなるなと思って控えていたのですが、ちょっと感ずるところをお話させていただきたいと思います。私は、戦後一貫して今日の訓子府の農業がこのように発展してきた。少なくともきたみらい農協の平成18年度の生産額の400億円の中で110億円を超える収益を上げるようにいたった訓子府農業の力というのは誰も否定しない。それは、町自身の立場で考えてみると農業基盤を中心としながら、生活基盤整備、農業基盤整備、面的整備を中心に畑総さらには農道、個別排水事業、あるいは町営牧場、るる上げたらそれらの農地改良なども含めて非常な収益と技術層の基盤整備に力を注いできたのが、我がまちのやっぱり農業政策ではなかったのかということが1つであります。

2点目は、さらには災害や被害に対する即対応できるような状況をこれはもう伝統的に私どものまちはつくってまいりましたし、最近のことでいいますと、^{こっぴょう}降雹被害に対する減税の減免対策。さらには、利子補給なども含めて近隣町からは先駆けてもそういったことは私自身もやっているつもりでございますし、そうしたことに手を即座に伸ばしていくという姿勢。

さらに3点目は、各農業振興政策として、これは山内課長も言っているように、農協と2分の1ずつの金を出し合いながらも各種団体や機関に対する援助や支援をしながら農業政策全体のハードやソフトの事業をやってきたのではないかと。もちろんそこには、教育委員会やの農業委員会といった関係機関とタイアップしながら進めた施策もたくさんありますけれども、いずれにしてもそういったことは、私は訓子府町の農業政策と言われたら、谷本町長以来、渡辺、佐藤、深見町長が続けてきた基本的な姿勢がそういう農業政策を中心にしたまちづくりでなかったのかと私は感じているところでございます。もちろん、しかし今、上原議員がおっしゃるように、JAきたみらいの状況が変わってきているのだと。とすると我々自身が情報を的確に把握するということはもちろんそうでございますけれども、かつて我々が考えてきた例えば内発的な農業振興政策。まちとして独自のそういう産業やあるいは作目に対する支援体制などが作れないのかというのは、これは今までの農業施策そのものを根本的に変えていかなければならない状況にきていると私自身は思っています。しかし、今の行政の状況の中でそれらに対応できるという即戦力にはならない。非常に職員たちは努力しています。しかし、発想も含めて変えるということをきくと私は上原議員は言っているのではないのか。この点につきましては、是非はともかくとしても、改めて今日の国の農業政策やあるいは農業協同組合が歩んでいる頑張っておられること。そして、それらの人たちの力も借りながら、地方自治や農業政策や産業政策で一層どういうものを展開していかなければならないのかということを私たちは真剣にこれから受け止めていかなければならないということが、今の私の考えているところでございます。具体的にはいろいろありますけれども、時間もありませんから次の質問もありますので、この辺で控えさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ぜひ、この件については、これからうちの実態や町がどうなるのか。そこを左右するような問題でありますので、しっかりと対策をうっていただきたいと思います。

思います。

それでは、時間が詰まっておりますけれども、次の質問に移ってまいりたいと思います。町民の心のよりどころとなる行政の確立についてであります。

財政縮減の名の下に、福祉や教育予算をも大幅に削減する国政の方針により、国民の負担は増し、労働条件悪化も相まって生活環境は一層厳しい状況にあります。

このような中で、自らの努力では解決できない問題が多くなると思われます。

先に行われた「まちづくり懇談会」において町長は「役場を最後のより所として欲しい」と発言されています。心強い限りでありますけれども、住民と行政の信頼関係の構築が先ではないかというように感じるところであります。これらに関わる様々な課題があると思えますが、現状認識をどのように持たれているのか。

次の点について町長の考えを伺いたい。

1点目は、町の住民と行政の信頼関係をどのように認識されているのか。

2点目として、多くの町民が行政を心のより所とするために現状で充分と考えているのか。課題があるとすれば、その課題施策についてどのように考えておられるのか。

3点目、さらに充実した住民と行政の関係を構築するための行政運営の重点目標について、その考えを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、2点目のご質問として、町民の心のよりどころとなる行政の確立について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「住民と行政の信頼関係をどのように認識しているか」についてでございます。評価はとにかくといたしまして、私どもが職員に対して折に触れ指導しておりますのは、町民の方が遠慮・気兼ねなく相談に来やすい窓口体制に配慮するほか、受け答えにあたっては、分かりやすい言葉で親切・丁寧な対応に心がけること。さらには、積極的に説明に向いたり、状況を把握すること。また、できないことは何故できないのか。いつまでならできのかなど明確に考え方を示すべきであるということでありまして、こうしたことの積み重ねが信頼関係の構築につながるものと考えているところでございます。

また、2点目の「町民が行政を心のよりどころとするための現状と課題」についてであります。行政が町民の皆さんの心のよりどころになるためには、先ほどの信頼関係が不可欠といえます。如何に住民との信頼関係を築いていくかというのは、永遠の課題でもありますけれども、これで十分でいいということでは、あり得ないものと思っております。そうした思いもあって、地域担当職員の配置や保健師等による訪問活動を充実させていただいているほか、各種説明会や懇談会を企画し、積極的に職員を出向かせているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

しかし、そうは言っても不十分な点がございましたら、その都度、住民の皆さまによりまして適切なご指導を賜りたいと考えているところでございます。

また、3点目で「住民と行政の関係を構築するための行政運営の重点目標」について、お尋ねをいただきました。市町村の最大の仕事は、地方自治法で定められているとおり、住民の福祉増進を図ることでございますので、誰もが安心して暮らせるまちづくりが大きな柱となりますけれども、未来を担う子供たちの教育も後退させることはできません。

また、基幹産業である農業をはじめとする産業・経済対策にも配慮が必要ということとは

言うまでもありませんけれども、いずれにしても財源がなくては行政の運営は非常に難しいものがございます。財政状況が悪ければ悪いほど、最少の経費で最大の効果を上げる行政運営が求められますので、広く町民の皆さんの意見を聞く場の設定や、町民の皆さんが真に必要としているものを探り出す仕組みづくりが重要と考えているところでございます。そのためには、町民の皆さんがより良い判断や意見が言えるよう、町の現状や制度のしくみなどを分かりやすく説明していくことが不可欠でありますし、その意見等をまちづくりに反映していく仕組みづくりも重要であります。

これまで3点の質問に対する回答で触れた事項を着実に実行していくことが行政運営の重点目標であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 町長の回答1点目については、まさに同じで考えであります。しかしながら、今日私が庁舎に入ってきたときに、掃除をしている方がゴミ袋の中を覗いて、何をしているのかなと思って、用事が済んだ後いったんまた戻ってきて「どうしたんですか」と伺ったところ、ゴミの再分別をしているのです。これは、皆さん心当たりありませんか説明員の方。当然、我々に対してといたしますか。住民に対して分別収集する。ゴミの分別収集を訴えている。そういう約束事を守っている。それがこの庁舎の中で守られていないという実態です。町長がいろんなことを考え、警鐘しても、職員がそれをしっかり受け止めなければ何の効果もありません。政策というのは飛んでしまいます。私は今日たまたまその実態を目にしました。がっかりしました。そういう点で言うと本当に町長が考えているまちづくりそのものが、職員として理解をしているのかと疑問を持ちました。そんなことすらできない。そんな行政の体制の中で心のよりどころとできますか。全く基本的なものに欠落していると言わざるを得ない。職員は当然公僕として、公衆の奉仕者としての意識をきちんと持たなければならないと思います。いかに、先ほど言いましたように、町長が素晴らしい政策を抱えて奔走しても、町長が走れば走るほど何かしら寂しいものを感じるのではないのでしょうか。私は、今回財政プラン等々も含めて、戦略プラン等も含めて、いろんなことを提案し理解を求めてきた。そういう中で、まさに庁舎の中からその意気込みを示していくべきだということに思います。これらについて、極めて厳しい行為かもしれないけれども、実を言いますと私はたまたま目にしたから、自分の目で見たから、ここで言っているのです。それまで何回もいろんなことを言われております。いろんな住民の方から、ぜひこの辺は改める。もう一度、このまちづくりに対する考え方を職員の中にきちんと理解してもらおうということが私は必要だと思いますけれども、その辺について町長はどのように受け止めているのか伺いたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今上原議員のおっしゃっていることが本当だとしたら、責任は私にあります。改めて、これは職員にそういったことのないように徹底をして、町民の皆さまに誤解を与えないようにしていかなければならないと感じるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。今の状況、今のその問題だけで申しますと、一体どういうことなのかということは、私自身も掃除を担当している人から聞きながら、それは本当に職員なのかどうか分かりませんが、職員だとしても、あるいはそうでなかったとしても、ゴミの本来の環境を大切にするまちづくりでいう分別をさらに一層適切に進めて参

りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 日頃から町長が町民が主役、町民の福祉増進を図るということを理念とするということ考え方を前面に出しております協働のまちづくり。町長が今もおっしゃいました。いかに町民と職員がコミュニケーションを図れるか。意思の疎通を図れるのかということにかかっているというように考えますけれども、また、いろんな場面で良かれと思ってやっていることがその住民、受益者の理解を得れない状況で執行してしまっているということも、つい最近町民から訴えがありました。ここで、それが何であるかということと言いますと、一部の職員に非常な負担がかかりますので申し上げませんが、事実としてそういうことがあるということでもあります。その状態も私は目にしてきましたけれども、そういうことを含めて、先ほど言いましたように、町長がこういうまちづくりをしたいということをもう一度職員自体がしっかりと自分の中に叩き込む必要があるのではないかと思います。もし、その方向と違うのであれば、自分の生き方を別に考えるべきでないかと思う訳であります。そういう意味で、ぜひ今町長が言いましたように、町長の責任としているいろんな庁舎内の問題については、対策を打ち理解を求めていって欲しいものだというように思います。

次の、町民の心のより所とところとするための現状の関係であります。この関係でありますけれども、これは健康問題、生活問題等々、仕事の問題、たくさんあるかと思えます。これだけ様々な社会的な状況が悪化してきますと、個々の住民の悩みが増幅するのは当然のことです。これは一つひとつ取り上げればきりがありませんけれども、例えば、こういう問題がございます。これは法律的にはどうにもならないというように処理されるのが一般でありますけれども、平成15年5月31日に、文部科学省スポーツ少年局学校健康教育課から事務連絡として届いているものでありますけれども、これはまだ確立されていないといういろんな問題もありますけれども、「脳脊髄液減少症」という疾患であります。これはなぜ文科省がこういうようにしているかといいますと、子どもたちがスポーツをしている中で衝撃を受ける。そのことによって、こういう現象が起きることが出ております。今年の2月28日にこれらの関係の方々が署名を35万人分の署名を集めて舛添厚生労働大臣に提出しているということもありますし、先般のテレビの報道の中にも中学生か高校生の男の子だったと思えますけれども、そういう症状に悩まされて、それらを助けるために署名を集めていたということがあります。なぜこれを取り上げたかと言いますと、実際にこの「脳脊髄液減少症」というのは保険適用にならないのです。その因果関係が明確でないということになっておりません。たまたまこういう悩みに、うちの町で、交通傷害の中で、こういう状況に陥っている方がいると思われれます。その人にはやっぱりとても重い状況と言いますか。重いというのは、精神的に経済的に、極めて負担のかかっている状況だと伺っております。とにかく一見何の障害もありませんから、怠慢と怠け者だということにとらえられてしまう。しかし自分の体はどうにもできないという状況であります。例えば北海道では、たまたま1ヵ所小樽にこの専門の治療法ができる医者がいるということでもあります。その治療はブラッドパッチ療法と言われておりますけれども、この治療費が50万円ぐらいかかるということでもあります。当然、障害を受ければ仕事ができない。ただ自分が体を持て余して、そこに時間を費やしている。精神的な苦痛

を感じながら、経済的な苦痛を感じながら日々を過ごすという状況にあります。私は何でこれを上げたかと言いますと「心のよりどころとしてくれ」と言うのであれば、こういう人たちに手を伸ばす、手を差し伸べるということが、どこまで行政として対応できるかは別にしまして、「あなたのほうを行政は見てますよ」ということをしっかりと伝えるということが、極めて大切なことだと思う訳であります。これは、町長が言われている福祉の充実。まさに、そこに行き着くのでないかというように思いますけれども、これらについての町長の考え方をお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 今、上原議員のおっしゃれる「脳脊髄液減少症」という病気にかかっている事例が本町の方にもございまして、当課の方にもそのようなご相談が実はありました。その中でおっしゃるように、この症状は保険適用外ということで、本人の負担が非常に重いということで、上原議員がおっしゃっているように、この治療にブラッドパッチという治療が有効とされておりまして、脊髄液が漏れている場所に自分の血を注入して止めるという方法で、治療としては3回行うというような形になってございます。1回に約30万円かかり、3回ほどかかりますので、80万円から90万円ほどで保険適用外ですので自分の費用がかかるということになっております。特にこういうことは、難病ということになっていて、そのようなことは、国のほうでも原因が究明できないものに、病気などについては特定疾患ということで、調査、研究を続けながら保険適用となるような研究をされておりますけれども、この病気については今のところ、先ほど上原議員もおっしゃったように、全国的な家族会を中心に要望されておりまして、平成18年に国の調査研究の1つとされた。ただ、保険適用が今のところは適用を受けていない状況となっております。それで町としてこの方の関わり方なのですけれども、この本人にお会いしまして、ご本人や家族にとりまして、経済的負担や特に精神的負担が大きいものですから、その方の心の悩みとかその辺を聞きながら数回にわたりいろいろな状況を家族を含めて聞いている状況です。この方自身はそのブラッドパッチ治療は、今治療を終わりました、今リハビリに勤めているところでございますけれども、町としても、どこまでが十分かといえるの分かりませんが、この分も含めて、家族を含めた本人に対して、ケアを努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 押してますので、まだまだ内容不十分でいろんな議論をしていく必要があるかと思っておりますけれども、先に進んでまいりたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 午後4時を回りますので、会議時間を延長したいと思います。

本日の会議時間は、議事の都合により、これより延長いたしたいと思いますけど、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することは可決されました。

本日の会議の時間をあらかじめ延長いたします。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 様々な課題があろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げまし

た健康上の問題また、介護の問題、障がい者の問題等々あるかと思ひます。ここで冬に向かつて1つ確認しておきたいことがござひます。以前も提案してありますけれども、高齢者の除雪の対策であります。それぞれ町内地域だけではなくして、それぞれの農村地域にも高齢者、除雪を自らすることが非常に困難と思はれる方々がいらっしやいます。それらに対する対応をどのように考へておられるのか。また、それらの相談等々も含めて、しっかりと受けとめる体制ができてゐるのか。それらについてもお聞かせをいただきたいと思ひます。と同時に時間がないので申し上げておきますけれども、最後の3点目あります。町長のお考へを十分にお聞かせにいただきました。その考へ方をさらに見つめながら結果として果実としてきちんと出てくるような行政の体制づくりをしていただきたいということを伝えておきたいと思ひます。今申し上げました様々な住民の悩み等について、どのように受け止め、どのような対策を講じようとするのか。その辺についてのお考へをお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 細かいことでいいますと、先ほど言ひました脳脊髄の障がいを持って悩んでおられる方、それから除雪のことについては、担当課で今現実的な検討等をしている段階でござひますので、改めてまたご説明をする。あるいは提案をさせていただく機会があると思ひますので、もうしばらく時間をいただきたいと思ひます。

最後に私は、上原議員とちょっと時間がなくてあんまりお話できないのでござひますけれども、町長の仕事をしながら、住民の皆さんに職員の仕出かした、あるいは失敗した不手際で何度も頭を下げて、お許しをいただくこともござひます。なかなか職員も一生懸命やっているのですけれども、思うようにいかない。あるいは誤解をされたり、あるいは先ほど私の発言ではありませんけれども、不本と不見識な発言をして誤解を受けたりするということがあるのも事実でござひます。しかし一方で、職員たちは、夜、夜中に一人暮らしの高齢者を病院まで運んだり、あるいはきっと誤解や過ちだと思ひるのですけれども、何時間も大きい声で罵声を浴びせられたり、それにじっと耐えながら向き合っている姿を日常的に沢山見ることができます。私はある意味では、私も含めて一長一短に人間はそう変わるものではないと思ひておりますけれども、問題はそれに対して素直に謙虚に向き合う姿勢があるのかどうか。そして、それらに対していいことをやった時やあるいは頑張っているときには、褒めてやって欲しいですし、感謝していただきたい。それが人間を育てる大事なことなのではないのかと私自身は考へているところでござひます。私自身も職員と向き合いながら、昨日の晩も財政戦略プランの中でお話をさせていただきましたけれども、これからも議員ご指摘のとおり、ご指摘の点につきましては、努力してまいりますので、お力添えを賜りたいと思ひるところでござひます。意を尽くせませんけれども、よろしく願ひいたします。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 以上で私の一般質問を終わるわけですが、極めて厳しい発言をさせていただきました。それは、私どもにとってもきちんと自分の立場をわきまへながら、皆さんと共に1つの大きな目標に向かつてのまちづくりに貢献したいという意味もありますので、その辺も十分お汲み取りをいただきたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前9時30分から引き続き一般質問を行います。

ご参集願いたいと思います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 4分